

嘉祥三年十月。信濃國建御名方富命神。印本は脱字あり。建御名方富命前八坂刀賣命神。並加三從五位上。富命神は上下の兩社なり。建御名方富命前八坂刀賣命神は后神なり。上に同じ。仁壽元年十月。進三信濃國此間脱文建御名方富命前八坂刀賣命。この御名にも印本は脱字あり。兩大神加三從三位。こゝは信濃國の下に。建御名方富命神の七字を脱せり。さなくば。兩大神とあるに叶はず。さて又記傳には。建御名方富命神の七字を授奉給ふこと。此上にあるへし。と云るはたかへり。正三位を授奉給ふこと。此後記傳に在へし。こゝは兩大神のみなり。さてまた諏方神とのみ云て。建御名方富命神を。水内神と爲る。これまた誤なり。三代實錄。貞觀元年正月。正三位勳八等建御名方富命神從二位。從三位建御名方富命前八坂刀賣命神正三位。同年二月。從二位勳八等建御名方富命神正二位。正三位建御名方富命前八坂刀賣命神從二位。これらの文も。前に同じ。然るに記傳には。こゝにも誤りて。八坂刀賣命神を下諏方とせり。同九年三月。正二位勳八等建御名方富命神從一位。從二位建御名方富命前八坂刀目命神正二位。とあり。以上正史に見えたる限りなり。かくくたしく言へるは。記傳の誤を辨んとて。載出たるなり。さて後。天慶三年に一位に進み給へること。園大曆延文元年八月。諏方社の注進狀に就て。尋下されて。卜部兼豐宿禰の勘られたる請文に見えたり。○水内神。和名抄。信濃國水内郡美乃知。式に。水内郡健御名方富命彦神別神社。名神とあるこれなり。此神は。諏方神社社記。神系圖等に依に。建御名方命の御子神なり。彦神は御子のよしの御名なり。比古變衣に。彦は孫の借字にて。健御名方富命の孫神にて。別神と申すか御名なるへし。如此さまに唱る神號の例は。根に常陸國新治郡。鳴大神。御子神玉神社とあるなど。これなり。と云れたるは。諏方大神の御子なる社傳を。知らざるか故の説なり。また記傳には。諏方神と同時として。神階の事をも。後此説誤られたり。この事の上に云り。なほ次に云へし。さて其神社は。今の善光寺の地に坐し。後に佛を境内に祭りしより。漸々に社地を押領し。社人をも盡く佛徒となし。社を片隅へおし退けて。八幡。また年神堂など。唱を改め。小社となせり。さて序に。善光寺草創の時世を考るに。伊呂波字類抄云。善光寺云々。推古天皇十年壬戌

四月八日。信濃國住人若麻積東人。上落下向日。奉佛。自貢而下云々。本國麻績村造寺。奉居云々。改宅作寺。善光寺是也。とある。此東人は。世に云。本多善光なるへきか如なれど。いかにも後世さまの名にて。當昔かゝる姓名。曾てあるへくもあらず。されど字類抄は。古縁起などによりて。書れしものと見えて。其説正しく見えたり。但し改宅作寺とはあれど。東人自貢て歸郷し。此佛像を信敬するの餘りに。隣郡なる水内郡の。彦神別神社に。此佛像を安置せしなるへし。現善光寺は神宮なりしに。是を移し。本地佛の如くにして有つるを。其後世々を経て。漸く繁榮し。遂に堂塔を嚴重に造立し。本體の御神は。幾々と成り。有しも無か如く。たゞ佛安置の道場とのみ。人皆の思へりしなり。其は此神社のみならず。諸國に此類多し。さて後に興造立せしは。彼本多善光にて。即て其名を寺號とせしに。うりけむ。されば佛安置の祖源は。千二百年ばかりの上世なれども。善光寺と云名の押立て。世に知られたるは。さしも古き世にはあらず。云故に。國史以下の古書に。富國の佛寺。あまた載たる中に。善光寺といふは見えず。就中今昔物語集には。世に名ある寺々の限りを擧て。其開基創立の由來を述たるに。此寺の事。明も云る事なし。たゞ扶桑略記。東鑑。平家物語には見えた。さてまた記傳に云。水内社は右の如く。古は諏方社に並ふはかりの。名神大社に坐しに。今世に其社の詳ならぬは。甚く不審きわさなりと云れしも。かの國史につき。見えたるを。水内社なりと。おもへるからの誤なり。水内神は。こゝにみえたるのみにして。世々の史ともに。御贈階のこと一も所見たることなし。されど式にも。名神大とあるを思へば。古は諏方社に並ふはかりにても坐けん。されど其後。世々にいつしか衰へまして。諏方社とは。こよなくなり給ひぬと見えて。かく佛地とはなりはて給ひしにをありける。なほ此水内社には。諏方社御子神なる由を以て。上古には。諏方郡なる諏方社より。神官分れ來りて。其祭典を司りしものなるか。其人とも。いつしか佛徒となりて。むねとは佛に奉仕せるものから。なほ神祭にも預れり。其事とも秘してありけるを。密に問し趣きとて。載せるものの中に。此善光寺寺中に。中衆十五坊と云るか有て。此社に奉仕れるか。これみな古の祠官の家なり。此僧徒の密々に仕奉れる。またあれど。くたしく。然るに明治一新の頃より。右の社をば。異地に。同村善光寺よりは東。遷しまつりて。今

は純粹の縣社と仰かれ給ふ。そはいともよろこばしき事なれども。其本の社地をも。遂にみなから佛に併有せられまじにき。あなかしこ。

九月己巳朔壬申。賜音博士大唐續守言。薩弘恪。書博士百濟末子善信。銀人二十兩。丁丑。淨大參皇子川嶋薨。辛卯。以直大貳。贈佐伯宿禰大目。并賜賻物。

壬申は。四日なり。○音博士。職員令に。音博士二人。掌教音。官位令に。相當從七位上。○薩弘恪。類史に格を格に作る。○書博士。職員令。書博士二人。掌教書。官位令に從七位上とあり。通證云。書訓爲手。亦見萬葉集。漢書郊祀志曰。天子識其手。師古注。手謂所書手跡とあり。○銀人。類史に人上各字あり。○丁丑。九日なり。○皇子川嶋薨。懷風藻云。川嶋皇子。淡海帝第二子也。志懷溫裕。局量弘雅。始與大津皇子爲莫逆之契。及大津謀逆。島則告變。朝廷嘉其忠正。朋友薄其才情。議者未詳厚薄。然余以爲。忘私好而奉公者。忠臣雅事。背君親而厚交者。悖德之流耳。但未盡爭友之益。而陷其塗炭者。余亦疑之。位終淨大參。時年三十五。とあり。萬葉二に。柿本朝臣人麻呂か。葬河島皇子。越智野之時。獻泊瀬部皇女歌を載たり。泊瀬部皇女は。天武の皇女にて。河島皇子の御妻なり。其よし右の歌に見えたり。さて越智野は。高市郡越智とある處にて。眞弓丘に近し。右の長歌の句中にも。

玉垂乃。越乃大野之。旦露爾。玉藻者泥打。夕霧爾。衣者沾而。草枕。旅宿鳴爲留。不相君故。反歌に。敷乃。袖易之君。玉垂之。越野過去。亦毛將相八方。とあり。御墓今詳ならず。○辛卯。二十三日なり。○賻は。玉篇賻以財助喪也。とあり。○皇代記に。六年辛卯九月。遣使諸國。定町段。始置中納言。とあり。此月のことなり。されどこの文はうたかはし。

冬十月戊戌朔。日有蝕之。乙巳詔曰。凡先皇陵戶者。置五戶以上。自餘王等有功者。置三戶。若陵戶不足。以百姓充。免其徭役。三年一替。庚戌。畿内及諸國。置長生地各一千步。是日。天皇幸吉野宮。丁巳。天皇至自吉野。甲子。遣使者。鎮祭新益京。

乙巳。八日なり。類史には。此條九月辛巳に作る。十八日。恐くは誤なるへし。同書一本には。本書と同しく。此月の事としたり。○先皇陵戶云々。諸陵式に。凡山陵者。置陵戶五烟。令守之。有功臣墓者。置墓戶三烟。其非陵墓戶。差點令守者。取近陵墓戶充之。凡陵戶。及守戶計帳者。寮差專當人。注名申省。分遣本郷。與國司共相知勘造。其戶籍亦差遣專當官人。勘造。などあり。陵戶は陵地に附たる戶。守戶は差點して陵を守る戶なり。○自餘王等。右の式には。有功臣墓とありて。王の墓の事なし。其は

後の制なり○以百姓充とは。なへての百姓の。其近邊に住るものなるへけれと。式は近三陵墓一戸とあるか異なるなり○備役を。ミユキとあるに據れば。役をエと云は。ユキの約れる言なること知られたり。ミユキは身征の義なり○庚戌。十三日なり○長生地は。釋に。兼方按。令禁斷殺生之所。とあり○丁巳。二十日なり○甲子。二十七日なり○新益京。未詳。天武五年紀に。將都新城。同十一年に。遣三子新城。とあると一なるへきか。己か考はそこに云り。釋紀に。兼方按。藤原宮地也。私記曰。新益音讀。とあるはさる傳もありしにや。また地名字音轉用例には。新益をニヒキとよみて。今添下郡に。新木村と云處なりと云り。キにエキの音を用られたるは。猶大伯の伯の如し。好字を撰みてなるへし。と云れたり。これもたしかにはいひかたし。さて鎮祭は。延喜式に新宮地祭式あり。こゝも其等の事か。詳に知かたし。

十一月戊辰朔辛卯。大嘗。神祇伯中臣朝臣大嶋。讀天神壽詞。壬辰。賜公卿。乙未。饗公卿以下。至主典。并賜絹等。各有差。丁酉。饗神祇官長上以下。至神部等。及供奉。播磨國。因幡國。郡司以下。至百姓男女。并賜絹等。各有差。

本に。朔辛卯の三字脱たり。今京極本考本に據る。辛卯は二十四日なり○大嘗。通證云。延喜式曰。凡踐祚大嘗。七月以前即位者。當年行レ事。八月以後者。明年行レ事。此據受讓即位。非謂諒開登極。今按。天武二年二月即位。其年行レ事。此是四年正月即位。則當在其年。而明年行レ之。蓋有所避也。と云り。去年は避るところありて。ことし即位の大嘗を行ひ給ひしなるへし。さて其避る所以は。詳に知かたし○壬辰。二十五日なり○衾。朱鳥元年六月御衣御被云々の下に云へり。通證六。○乙未。二十八日なり○丁酉。晦日なり○神祇官長上。通證云。職員令。神祇官義解謂。於此令。長上番上。色制不レ分。即知下部二十人。長上約在其中。長上訓。釋同。善最兼備者入。長上。六位以下之事也。詳見選叙令。延喜式曰。長上。選。番上。選。亦各有二人數。蓋長上。常番也。番上。分番也。通雅曰。長上。長直不。番上。也。通鑑晉安帝紀胡注。凡衛兵。皆更番迭上。長上者。不。番代。也。と云り。神祇官の職員。六位以下のものなり○神部のことは。既に出。令神祇官神部三十人。神部の訓。カトモ又カムヘと訓へし。トモ。ノヲと訓へは。其長の事となりてたかへり。○供奉は。卜定の國郡なり。

十二月戊戌朔己亥。賜醫博士務大參德自珍。咒禁博士木素丁武。沙宅萬首。銀人二十兩。乙巳詔曰。賜左右大臣宅地四町。直廣貳以上。二町。直大參以下。一町。勤以下。至無位。隨其戶口。其上戶一町。中戶半町。下戶

四分之一。王等亦准此。

己亥。二日なり。○醫博士。令。典藥寮醫博士二人。○咒禁博士。典藥寮咒禁博士二人。六典云。掌教咒禁生。以咒禁。祓除邪魔之爲。厲者。とあり。○沙宅萬首。類史に此四字なし。一本にはあり。無は脱たるなるへし。○銀人。類史に人上各字あり。○乙巳。八日なり。○左右大臣。本に左字脱たり。今考本に據る。○直大參。本に直字脱たり。今考本に據る。○隨其戸口とは。集解に按言隨其家人數。と云り。○上戸中戸下戸。田令に。上戸義解謂。凡戸上中下者。計口多少。隨時量定。其餘條稱。上上戸中中戸等。亦准此例也。とあり。又賦役令。されは。こも其家人數の多少を云るなり。通證に。天武紀曰。先知富貴。簡定三等。是也。と云れたるは誤なり。富貴の謂にはあらず。○四分之一。續紀。天平六年九月。班給難波京宅地。三位以上。一町以下。五位以上。半町以下。六位。四分之一以下。などありて。四分の一は。一町を四分にして。其一を賜はる事なるか。後には狭き家の稱ともなれりと見えて。大鏡に。顯忠大臣の家のことを。此おとよのみそ。御族の中に。六十餘までおはせし。四分の一の家にて。大饗したまへる人なり。富の小路の大臣と申とあり。また制に超えて廣き家を占むるをも。禁め給ひて。日本紀略長元三年四月二十三日。伏議。諸國吏。居處不可過四分一宅。近年多造營一町家。不濟公事。又六位以下築垣。並檜皮葺宅。可停止者。など云事も見えたり。

六年壬辰

六年春正月丁卯朔庚午。増封皇子高市。二千戸。通前五千戸。癸酉。饗公卿等。仍賜衣裳。戊寅。天皇觀新益京路。壬午。饗公卿以下。至初位以上。癸巳。天皇幸高宮。甲午。天皇至自高宮。二月丁酉朔丁未。詔諸官。日。當以三月三日。將幸伊勢。宜知此意。備諸衣物。賜陰陽博士沙門法藏。道基。銀人二十兩。乙卯。詔刑部省。赦輕繫。是日。中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂。上表敢直言。諫爭天皇欲幸伊勢。妨於農時。

庚午。四日なり。○癸酉。七日なり。○戊寅。十二日なり。○初位以上。此時未初位と云位號はなきを。ここにかくあるは。孝德紀大化三年の位號を。建武初位又立身とあるか如く。進冠四階の。後の初位に當れるを以。また初位とも唱へしなるへし。○癸巳。二十七日なり。○高宮。葛上郡にあり。○甲午。二十八日なり。○至自。本に自字を脱せり。今中臣本集解に據る。○丁未。十一日なり。○詔諸官曰。靈異記云。釋曰。朱鳥七年壬辰二月。詔諸司。當三月。將幸伊勢云々。とあり。朱鳥七年とあるも同じ。此事は已に云り。○賜陰陽博士。本に賜字を脱せり。今中臣本考本。類史官庫本。兼永本等に據る。職員令。陰陽博士一人。掌教陰陽生等。とあり。こなるは釋私記に。法師任陰陽博士者。と云り。○道基。佐藤某か

陰陽博士沙門道基傳と云ものあり。其前文に。沙門道基は。持統文武元元正の頃に係れる人にて。陰陽に精しく。博士となり。又彫刻に秀てたり。本元興寺に住し。智徳世に聞えしか。後大和の壺坂寺を開創し。自ら千手大悲の尊像を彫刻して。之を安置し。遂に此に住し。又奈良三月堂の。千手大悲の尊像を刻したりしか。方今に傳はれり。然るを如何なる所以にか。其傳元亨釋書及本朝高僧傳等に見えされは。かく文學に工藝にさへ。達したる名僧の。其の名の湮滅せしを惜み。正史野乘より。其事蹟の探るべきを聚集して。傳を作り。一は釋書高僧傳等の漏を補ひ。一は美術家の一衆に供せん。と云り。其引用書には。此なる持統紀。拾芥抄。大和名所圖會。伽藍開基記等を引て云り。好古叢書卷三に出たり。披き見るへし○乙卯。十九日なり○中納言。倭名抄奈加乃毛乃萬字須豆加佐とあり。中納言はしめてこゝに見えたり。但し元年紀に。納言布勢朝臣とあるを。補職原抄に。此年始置中納言官。其後罷之。慶雲四年又置之。とあるは。此の文によられたるものと見えたり。されど此年おかれしものとも見えす。また上にも引る皇代記には。六年辛卯に。○三輪朝臣高市麻呂。三輪。靈異記に大神に作れり。麻呂本に廢一字に作る。今中臣本考本に據る。下も同じ○妨於農時。高市麻呂の農時に心をを用ひしこと。靈異記に見えたり。次に引く。併せ考へし。

三月丙寅朔戊辰。以淨廣肆廣瀨王。直廣參當麻真人智徳。直廣肆紀朝

臣弓張等。爲留守官。於是中納言三輪朝臣高市麻呂。脫其冠位。擊上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。辛未。天皇不從諫。遂幸伊勢。壬午。賜所過神郡。及伊賀伊勢志摩國造等冠位。并免今年調役。復免供奉騎士。諸司荷丁。造行宮丁。今年調役。大赦天下。但盜賊不在赦例。甲申。賜所過志摩。百姓男女。年八十以上。稻人五十束。乙酉。車駕還宮。每所到行。輒會郡縣吏民。務勞賜作樂。甲午詔。免近江美濃尾張參河遠江等國供奉騎士戶。及諸國荷丁。造行宮丁。今年調役。詔令賜天下百姓。困乏窮者。稻男三束。女二束。

戊辰。三日なり○三輪。中臣本に大三輪とあり○脫其冠位。脫冠と云こと。文選に脫冠謝朝とあり。こゝも然あるべきを。脫冠位とありては。少か意たかへり。されど。冠に位の品定まりたれば。あなかに非事にもあらし。されどこゝに疑はしきよしあり。既にも云ることく。此時は。早く冠はみな一樣となりて。位記を賜ひて。其品階を定め給ふとおほしければ。こゝは其位記の事にやともおもはるれど。この事を靈異記には。脫其冠冠とあり。靈異の事は。幸其に就て試に考るに。當時冠はみな一樣の漆紗冠なれど。其冠を飾る蟬を給

ひて。其品位を分ち給ひしにや。さらは其蟬を脱て撃上せしは。即位を返し奉るよしなり。もしさもなくて。一樣の冠を脱たるのみにては。位を返すにはなるましく。またたゞ位記のみならむには。脱とは書くましくやあらん。されどこの事。他に明證なければ。うけはりては云かたからんか。よく考へし○辛未。六日なり○不從諫云々。靈異記上に。故中納言從三位大神高市萬呂卿者。大后天皇時忠臣也。有レ記曰。朱鳥七年壬辰二月。詔諸司。當二月。將幸行伊勢。宜知此狀。而設備焉。時中納言恐レ妨農務。上言諫。天皇不從。猶將幸行。於是脱其蟬冠。擊上朝廷。亦重諫之。方今農節不可也。或遭早災時。便塞上己田口水。施百姓田。施水既窮。諸天感應。龍神降雨唯卿田。不落餘地。堯雲舜雨還霽。諒是忠信之至化義也。とあり。また懷風藻。藤原朝臣萬里。過神納言墟。詩に。一旦辭榮去。千年奉諫餘。松竹含春彩。容暉寂舊墟。清夜琴樽罷。傾門車馬疎。普天皆帝國。吾歸遂焉如。君道誰云易。臣義本自難。奉規終不用。歸去遂辭官。放曠遊嵇竹。沈吟佩楚蘭。天關若一啓。將歸水魚歡。とあるなど。諫の行はれさりしを。其世にも歎きし人あり。さて續紀大寶二年正月。從四位上大神朝臣高市麻呂。爲長門守。三年六月。爲左京大夫。慶雲二年二月卒。以壬申功。詔贈從三位。とあり。補任には。持統元年中納言。大寶元年三月二十一日。停中納言。任左京大夫。于時從四位上。とありて。續紀と異なり。○壬午。十七日なり○所過神郡。郡を中臣本に都とあり。誤なり。さて神郡は。伊勢國度會多氣飯野三郡なり。大神宮式に見えたり。神宮雜例集云。皇大神御鎮坐之時。磯邊河以東。定奉神國飯野多氣度相評也。などあり。この時は度會多氣二郡なり。下に詳に云○伊賀國造

は。國造本紀。伊賀國造。志賀高穴穗朝御世。皇子意知別命三世孫。武伊賀都別命。定賜國造。難波朝御世。隸伊勢國。飛鳥朝代割置如故。伊賀國風土記云。伊賀國者。往昔屬伊勢國。大日本根子彦太瓊天皇御宇癸酉。分而爲伊賀國。本此號者。伊賀津姬之所領之郡也。仍爲郡名。亦爲國名。とあり。和名抄。伊賀國伊賀郡あり。同郡阿我郷あり。孝德御世の頃は。伊勢國に隸屬て。一國とは立さりしなり。飛鳥朝に。割置如故は。古への如く。風土記なる大日本根子彦太瓊天皇御宇癸酉。分而爲一國に復し給ひしなり。其伊賀國とあるこれなり。されどいさか疑はし。は倭姬命世記。崇神天皇六十四年の注に。伊賀國。天武天皇庚辰歲七月。割伊勢國四郡。立彼國。とある。即これなり。意知別命は垂仁の皇子なり。武伊賀都命の事ものに見えず。栗田寛云。國造本紀の上文に。以天日鷲命。爲伊勢伊賀國造。とあり。本文隸伊勢國とあると。併按ふに。古は天日鷲命の裔孫。世々兩國の國造なりしを。成務御世に。故ありて。殊に武伊賀都命を封したまひしにやあらむ。と云り○伊勢國造は。國造本紀に。伊勢國造。檀原朝。以天降天牟久怒命孫。天日鷲命。勅定賜國造。とあり。本に羅字脱たり。倭姬命世記讀抄に。牟久怒とあり。天牟羅命とも申せり。天牟羅久怒命は。天忍雲根命と同神なり。天日鷲命は。亦天日別命とも申せり。此命の伊勢國を賜りしこと。倭姬命世記に引る。裏書勘注に引る風土記。また一書。大同本記等の書に委く見えたり。姓氏錄左京神別。伊勢朝臣。天底立命六世孫。天日別命之後也。と見え。此系のことは。伊勢國造。宣補任次第に委し。續紀神護景雲二年六月。以從四位上外衛中將。兼造西隆寺長官。參河守勳四等伊勢朝臣老人。爲本國々造。ともありて。伊勢朝臣と同氏なり○志摩國造は。國造本紀に。島津國造。志賀高穴

穗朝。出雲臣祖。佐比爾足尼。孫。出雲笠夜命。定賜國造。とあり。鳥は志摩國也。津は助辭か。また志摩國は。海國にて津なりしか故に。島津と云しか。古事記に鳥之速贄とあり。古は伊勢に隸たりしにや。萬葉七。伊勢海之。白水郎島津我釀玉。とよみ。また伊勢島なごもよめり。名義は海中に差出たる國なれば。鳥字の義なるへし。出雲臣は。天德日命の後なれども。佐比爾足尼。出雲笠夜命。ともに物に見えず。國造も此他に見あたらず。さて右の三國の國造ともは。此時車駕に仕奉りしものなるへし。○甲申。十九日なり。○所過志摩。通證云。今按。此時取道於海濱也。或伊勢志摩之國界。與今蓋異歟。廢帝紀曰。伊勢志摩兩國相爭。於是遷屢乘。刻於葦淵。續日本後紀曰。伊勢國答志郡。關氏分域指掌圖曰。按續日本紀。分志摩國答志郡。始置佐藝郡。此郡今則亡。伊良胡崎。存名于參河。錦島接屬于伊勢。其餘名勝。混入勢紀者。亦多矣。或曰。志摩本在伊勢參河之間。歷世既久。而為海水所淪沒。後來割伊勢東偏。為一國也。とあり。この事はなほよく考へし。○稻人。類史に人を各に作る。○乙酉。二十日なり。○車駕還宮。按に辛未六日より。乙酉二十日に至り。纔かに十五日程にして。志摩國をさへめぐりて還り給ふは。いとも速かなる御事なるにつきておもふに。かの高市麻呂朝臣か。農作の節なるを以。切に諫め奉りけん。其奏言をおもはしめて。かくは速く還幸なし給へる大御心と。おもひ遣り奉られたり。さらには高市麻呂か諫めも。かひなしとは申かたきか如し。○每所到行。本に所字脱たり。今中臣本に據る。○務勞賜。務字下脱字あるへし。○甲午。晦日なり。○詔令賜。本に令字下賜字脱たり。今本

書傍注。考本類史。一本に依る。○困乏窮者。類史に困字なし。七年の下にも困乏窮者とあり。○女二束。活字本に。二を三とあるは誤なり。

夏四月丙申朔丁酉。贈大伴宿禰友國直大貳。并賜賻物。庚子。除四畿内百姓爲荷丁者。今年調役。甲寅。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。丙辰。賜有位親王以下。至進廣肆。難波大藏。各有差。庚申詔曰。凡繫囚見徒。一皆原散。

丁酉。二日なり。○大伴宿禰友國。傳知られず。○庚子。五日なり。○四畿内。大和山城河内攝津なり。この後。元正天皇御世に。河内を割て和泉國を置り。其時より五畿内の稱あり。○甲寅。十九日なり。○丙辰。二十一日なり。○賜餼。倭名抄兼名苑云。釜一名鐔。和名久波。とあれど。誤なり。須岐と訓へし。既に云へり。さて親王を始め。諸臣といへども。田を作り給ふは。皇國の古風にて。神代よりの事なれば。かく餼を給へるなり。これを或人。官人に餼を給へるは。此時より始められり。と云れしは。古のさまにくらさなり。出雲風土記に。素戔鳴尊の。大國主神に。五百箇。餼を給へることなど。なほ其他にも證見たり。○見徒。本に徒字を脱せり。今中臣本集解に據る。

五月乙丑朔庚午。御阿胡行宮時。進贄者。紀伊國牟婁郡人。阿古志海

部河瀬麻呂等。兄弟三戸。復十年調役雜徭。復免挾抄八人。今年調役。辛未。相摸國司。獻赤鳥鵲一隻。言獲於御浦郡。丙子。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。辛巳。遣大夫謁者。祠名山岳瀆。請雨。甲申。贈文忌寸智德直大壹。并賜賻物。丁亥。遣淨廣肆難波王等。鎮祭藤原宮地。庚寅。遣使者奉幣于四所伊勢大神。告以新宮。

乙丑。中臣本に丙寅とあり。大小の差あり○庚午。六日なり○阿胡行宮は。倭名抄志摩國英虞郡なり。萬葉一。幸于伊勢國。時留京柿本朝臣麻呂。嗚呼兒乃浦爾。船乘爲良武。燃婦等之。珠裳乃須十二。四寶三都良武香。四に。網兒之山。五百重隱有。佐堤乃崎。とある是なるへし。さて此は。三月伊勢行幸の時。行宮なり○阿古志。通證云。此又謂阿胡。と云り。細井貞雄云。志は尼に作るへし。阿胡根浦。萬葉集に見えたりと云れど。これは別處なり○河瀬麻呂。本に麻呂を廢に作る。今例に因て改む○雜徭。賦役令義解に。凡調庸之外。國中諸事。不論大小。總爲雜徭也。とあり○辛未。七日なり○丙子。十二日なり○庚辰。十六日なり○辛巳。十七日なり○大夫謁者。漢書注に。謁者即周之行人也。と云り。集解云。按此謂謁者猶使者。とあり○名山は。大山なり。拾芥抄に。七高山。比叡。比良。伊吹。愛宕。金

峰。神峰。葛木。とあり。此等の類の山を云なるへし○甲申。二十日なり○文忌寸。上には書直とあり○丁亥。二十三日なり○庚寅。二十六日なり○大倭。式山邊郡大和坐大國魂神社○紀伊大神。式紀伊國名草郡伊太郎曾神社。名神大月次 相嘗新嘗是なり。此神の御事は。神代紀伊國所坐大神是也。とある下に委く云り。さて其大神に並へて。大屋都比賣神社。名神大月 次新嘗都麻都比賣神社。名神大月 次新嘗右三神を合せて。紀伊大神と申奉れるなり。重胤云。此紀伊大神を。日前國懸大神なりと云説あれども。其は非なり。地神本紀に此三神を。並坐紀伊國。即紀伊國造齋祠神是也。と所見たる。此紀伊國造は。本より神代以降。右の日前國懸兩大神に供奉りて。其地に土着る事はしも。神武東征の御時よりの事なり。即國造本紀。檀原朝御世。神皇產靈尊五世孫。天道根命。定賜國造。とある是なり。然るに此三神はしも。此國を木國と云始より。此に御坐て。即木國と云も。此三神亦能分布木種とある。此御事に因れるなれば。即紀伊大神と申奉るならん。此三神に渡らせ給へりける。斯て天道根命はしも。右の日前國懸大神の。御神實を供奉りて。此地に住給ひ初ては。此國の大神に仕奉らるへき理になん有ける。と云れたるにて明らかし○以新宮。釋紀私記に。宮下加事字讀。と云れたるか如くなるへし。さるにても。此四所にのみ。新宮の事を告し給へるは。いかなる故にかありけん。知かたし。

閏五月乙未朔丁酉大水。遣使循行郡國。稟貸災害不能自存者。令

得^{スナト}漁^シ探^ル 山林池澤。詔^テ令^テ京師及四畿内。講^シ說^カ金光明經。戊戌。賜^シ沙門
觀成。純十五匹。綿三十屯。布五十端。美^シ其所造鉛粉。丁未。伊勢大神奏^テ
天皇曰。免^ス伊勢國今年調役。然應^レ輸^シ其二神郡。赤引絲參拾伍斤。於來
年當^レ折^ル其代。己酉。詔^テ筑紫大宰。率^テ河内王等曰。宜遣^シ沙門於大隅。與^シ
阿多。可^レ傳^フ佛教。復上^テ送^ル大唐大使郭務悰。爲^シ御^ニ近江大津宮^ニ天皇。所
造阿彌陀像。

丁酉。三日なり○循行。本に循を修に作る。今京極本考本に據る○稟貨。通證に。稟給也。貨與也。ごあ
るか如き義なるを。カヒオヒと訓れたるは。ひかことなり。カシアタフなど訓へし○戊戌。四日なり
○觀成。續紀五に。觀成法師爲^シ大僧都とあり。中臣本京極本釋紀に。成を戒に作るは誤なるへし○
綿三十屯。本に三十を卅に作れり。今考本に依る○鉛粉。倭名抄調度部。容飾具。粉。文選好色賦云。着
粉則大白。粉之路岐毛能。箋注云。下總本岐作^レ以。與^シ伊呂波字類抄。合之路岐毛能。見^シ活字本枕冊子。之路以毛能。見^シ空物證實宮
粉分也。研^レ米使^シ分散也。急就廣注。粉謂^シ鉛粉及米粉。皆以傳^ル而取^ル光潔也。典藥寮式。供御白粉料。糯米一石五斗。粟一石。然則西土
皇國。右管傳^ル而。以^シ米粉^ニ可知也。所謂之路岐毛能。即是。然後世無^ク者。米粉之事。唯有^シ鉛粉。故之路岐毛能轉爲^シ鉛粉之名。今俗謂^シ
鉛粉。爲^シ於之呂以。是也。但源君所^レ譽之。粉古之米粉。抑後世之鉛粉。未^レ得^シ其詳。と云り。右の説に據らば。これまてはみな米粉なりしか。此時より鉛

粉を始て造りて奉^ラせしなるへし。この鉛粉をも。古本にシロキモノと訓り。本には音讀^ニ通證云。水銀
粉。和名波良夜。俗云。伊勢於志呂伊。出^シ勢州射和。爲^シ精品。元明紀曰。使^シ伊勢獻^シ水銀。今飯高郡丹生山
出。とあり。また和名抄に。白粉俗云。波布羅。と云ものあり。波布羅。榮花物語御裳着卷。慶
國今年調役。大神のかく奏^シ給ふ故は。知^レべきよしなけれど。思ふに。今年三月天皇行幸の頃しも。
農時に當りて。百姓の勞苦せるさまを。神ながらも憐ませおはし坐し。かくは乞し給ひしにもあるへ
し。さらば彼高市麻呂朝臣の。諫言のさまも。思知られて。いともか^レし○應輸。本に應字脱たり。
今京極本中臣本兼永本類史に依る○二神郡。神郡の事は上にも既に云る如く。其本は神國と云ひき。
さて其神郡には。二神郡三神郡等の稱あり。後には神八郡。の稱もあり。式の祝詞に。三郡國々處々とある處の祝詞講
義云。即三神郡なり。また三箇神郡ともあり。神宮雜例集に。本記云。皇太神御鎮坐之時。大幡主命白
久。己先祖天日別命賜。伊勢國內。磯部河以東。神國定奉。飯野。多氣。即大幡主命。神國造大神主定給支。又
云。難波長柄豐前宮御世。飯野。多氣。度相。惣一郡也云々。と見えて。未此時三郡ならず。延曆儀式帳に。
初^ニ神郡度會多氣飯野。三箇郡。本記行事條に。難波朝廷。天下立^レ評給時仁。以^シ三十鄉一分豆。度會乃山田
原。立^シ屯倉。豆云々。以^シ三十鄉一分竹村。立^シ屯倉。云々。近江大津朝廷。天命開別天皇。御代爾。以^シ甲子年。
小乙下久米勝麻呂仁。多氣郡四箇鄉申割豆。立^シ飯野高宮村屯倉。云々。三箇郡攝^シ一處。太神宮供奉支。と
有り。然れば其元一なりし處を。孝德天皇御世に。分ちて度會多氣二郡と爲^シし。天智天皇甲子に。其

多氣郡を割て。飯野郡を置たりしなり。合せて此を三箇神郡と云ふ。然れども。右三郡の内。飯野一郡は。神郡の員にして公郡なり。其は天智天皇御世に。二郡を別て三郡と成し。而して其一郡は。公郡に召しかとも。然すかに憚思召す所の有けるなるへし。持統天皇六年紀に。神郡とも二神郡とも云名出たり。雜例集に載る。寶龜五年七月二十三日。太政官符に。多氣度會二箇郡云々。二箇神郡と有て。又寛平九年九月十一日官符に。應以伊勢國飯野郡。寄太神宮。右郡云々。自今以後。永以奉寄と有て。此より全く神三郡に成れりしものなり。然れば儀式帳に記されし延暦の頃は。未二郡なりし故に。止由氣宮儀式帳には。二箇神郡人夫云々。多氣度會二箇神郡。所進明曳調糸乎。など有て。紛れなきを。皇太神宮儀式帳に。度會多氣飯野の三郡と云るは。其元三郡共に。一に攝て。太神宮の御縣なりしを。其割分れたる所以を以て云むとてなり。借行事記に。此詞の載れるには。此三郡を八郡と爲り。其は延喜以後。文治迄に。五郡を増加奉給へるなり。雜例集に。伊勢國神郡八郡事。度會郡。多氣郡。飯野郡。已上謂之神三郡。又云。道後封戸九百七十一烟。員辨郡天慶三年八月符二百烟。三重郡應和二年二月二十三日符二百一烟。安濃郡天祿四年九月十一日符三百八十九烟。朝明郡寛仁三年九月十一日符云々。飯高郡文治元年九月九日符。とありて。合せて神郡八郡なり。右は本書の要文をのみ約めて引り。と云れたるにて知へし○赤引糸は。未練さる生糸の名なり。神祇令に。孟夏神衣祭。義解に。神服部等。齋戒潔清。以參河赤引神調糸。織作神衣。とありて。これは參河の神戸より献りて。伊勢の多氣郡の服部等。服部郷に在て織るな

り。これに附て或説に。赤引は地名なりと云り。和名抄郷名に。同國資飲郡赤孫安加比古とあり。若くは其地なりや。然も有らば。右の服部郷の神服部等。赤孫郷にて。糸を取ならんともおもはるれど。しからず。儀式帳職掌行事條。禰宜大初位上。神主公成の下に。又毎年九月。己之家仁養蠶乃赤引生糸九約。織奉太神御衣仁供奉。と有を見れば。赤引は糸の名にて。地名に非すと。重胤か云れたるか如し。此なるは。六月月次祭祝詞に。三郡國々處々爾。寄奉禮留。神戸人等能。常毛進留御調糸。とある。即それにて。御調糸は。太神宮式に。太神宮赤引絲卅絢。木綿大七斤。麻大十二斤。とあり。儀式帳に。御調荷前供奉行事。赤引糸四十斤。右以五月三十日。御調專當郡司。並調書生。及郡長服長等。爲大解除。忌慎侍。亦郡内諸百姓等。人別私家解除清豆。御調糸持。參向太神官司仁。即太神官司卜定豆。糸違令編定。御調櫃入豆。鹽湯持豆清豆。御調倉進納畢。以六月十七日朝時。從御調倉。下豆。預度會多氣郡司。並調書生。服長等。御前追。持參入太神宮。供奉行事波。神服織。神麻續御衣供奉。行事亦同。御調荷前絹一百疋。右絹勘備奉行事。赤引糸奉時止同。など見えたり。此調糸を。行事記に載る此文には。赤良曳。荷前御調糸とあり。度會宮は。赤引糸卅絢。木綿大四斤。麻大十斤と。大神宮式に見え。儀式帳には。御調糸進入卅絢と有りて。小注に。見進入廿八絢。高宮御料分二絢。と記せり。神祇令には。上に引る如く。三河赤引神調糸の事有れども。式及儀式帳には。多氣度會二郡の由見えたり。なほ兩宮儀式帳五月例。六月例。及年中行事にも見えたり。今は引出す。赤引を。赤色糸也と云れど。赤色なりと云る證見あたら。明ら引にて。糸の清淨なるを云る名なるへし。○當折其代。通證に。折准折也。訓見欽明紀。とあり。分析の意

にて。今年の當國の調役の數に足まで。來年神郡より輸すべき赤引絲三十五斤の内を折て。調役を充てむとなり○己酉。本に己を乙に作る。今通證引一本。考本に據る。十五日なり○上送云々。壬申年郭務悰か。筑紫に在ける時。所造の佛像。其まゝにて在けるを。今大宰に命せて。上送せしめ給ふよしなり。或説に。此一章當有脱誤と云れたれど。よく聞えたり。

六月甲子朔壬申。勅郡國長吏各禱名山岳瀆。甲戌。遣大夫謁者詣四畿内。請雨。甲申。賜直丁八人官位。美其造大内陵時。勤而不懈。癸巳。天皇觀藤原宮地。秋七月甲午朔乙未。大赦天下。但十惡盜賊不在赦例。賜相摸國司布勢朝臣色布智等。御浦郡少領。與獲赤鳥者。鹿島臣櫛樟位及祿。服御浦郡三年調役。庚子。宴公卿壬寅。幸吉野宮。甲辰。遣使者祀廣瀨與龍田。辛酉。車駕還宮。是夜。熒惑與歲星於一步内。乍光乍沒。相近相避四遍。

壬申は。九日なり○長吏は。漢書高帝紀に。守尉長吏。注謂縣之令長とあり○岳瀆の下。集解に。請雨二字を補はれたれど。後漢順帝紀にも。禱名山岳瀆とのみあれば。本のまゝにてあるへし○甲戌。

十一日なり○甲申。二十一日也○癸巳。晦日なり○秋七月。本に秋を冬に作る。今中臣本考本に據る○乙未。二日なり○十惡。通證云。丘瓊山曰。十惡之名非古也。起於齊。而著於隋。唐因之とあり。隋書刑法志曰。置十惡之條。多採後齊之制。而頗有損益。一曰謀反。二曰謀大逆。三曰謀叛。四曰惡逆。五曰不道。六曰大不敬。七曰不孝。八曰不睦。九曰不義。十曰內亂。犯十惡。及故殺人。獄成者。雖會赦。猶除名とあり。皇國大實律の制。隋唐十惡に依て損益せるなり。律曰八虐。一曰謀反。謂謀危國家。二曰謀大逆。謂毀山陵及宮闕。三曰謀叛。謂謀背國從僞。四曰惡逆。謂毆及謀殺祖父母父母。殺伯叔父。姑。兄弟。外祖父母。夫之父母。五曰不道。謂殺一家非死罪二人。支解人。造畜蠱毒厭魅。若毆告及謀殺伯叔父。姑。兄弟。外祖父母。夫之父母。殺四等以上尊長及妻。六曰大不敬。謂毀大社。及盜大祀神御之物。乘輿服御物。盜及僞造神璽內印。合和御藥。誤不如本方。及封題。若造御膳。誤犯食禁。御幸舟船。誤不牢固。指斥乘輿。情理切害。及對捍詔使。而無人臣之禮。七曰不孝。謂告言詛。詈祖父母父母。及祖父母父母在。別籍異財。居父母喪。身自嫁娶。若作樂。釋服從吉。聞祖父母父母喪。匿不舉哀。詐稱祖父母父母死。新父祖。妾。八曰不義。謂殺本主本國。守見受業師。吏卒殺本部五位以上官長。及聞夫喪。匿不舉哀。若作樂。釋服從吉。及改嫁。とあるこれなり。隋律なる。不睦内亂の二項を除けるなり。されど此に十惡とあるは。なほ隋唐の名目のまゝにとられしものなるへし○色布智等。類史に等字なし○御浦郡。相摸國なり。和名抄に出○注闕姓名。本に闕を國に

誤る。今中臣本考本。通證引一本に據る。○鹿嶋臣。續紀天平十八年三月。常陸國鹿島郡中臣部二十烟。占部五烟。賜中臣鹿嶋連之姓。とあり。○三年調。中臣本兼永本等に。三を二に作れり。○庚子。七日なり。○壬寅。九日なり。○甲辰。十一日なり。○辛酉。二十八日なり。○歲星。倭名抄。天地部。明星。兼名苑云。歲星一名明星。此間云阿加保之。箋注曰。開元占經。歲星占篇。引石氏曰。歲星歲行一周天。與太歲相應。故曰。歲星。又謂之明星。明星之啓明。郭璞注。太白星也。天文志又云。太白曰。西方秋金。晉灼曰。太白常以正月甲寅。與熒惑晨出。東方云々。是歲星即木星。明星太白之一名。即金星。並五星之一。則歲星明星。其不同可知也云々。兼名苑以明星爲歲星一名。然則太白歲星。並有明星之名。其阿加保之。今俗呼。曉明星。所謂啓明。即太白之晨見。於東方者。則此當引證。謂雅明星。而引兼名苑明星者。其名同而誤也。萬葉集同訓。阿加保之。又見。神樂歌。及古今六帖。爲百首。按。と云り。さらば。こゝに歲星と云るは。阿加保之とは異なり。

八月癸亥朔乙丑。赦罪。己卯。幸飛鳥皇女田莊。即日還宮。九月癸巳朔辛丑。遣班田大夫等於四畿內。丙午。神祇官奏上神寶書四卷。鑰九箇。木印一箇。癸丑。伊勢國司獻嘉禾二本。越前國司獻白蛾。戊午。詔曰。獲白蛾於角鹿郡浦上之濱。故增封筥飯神二十戶。通前。

乙丑。三日なり。○己卯。十七日なり。○飛鳥皇女。天智天皇々女なり。○辛丑。九日なり。○班田大夫。續紀に班田使に作れり。○丙午。十四日なり。○神祇官。本に官を宮に作る。今秘閣本に據る。○神寶書四卷。

集解に。按蓋錄三諸神社等所傳神寶書也。とあるか如くなるへし。通證に。太神宮式。所謂神寶二。十一種等之書也。とも云り。○鑰九箇。

鑰のことは天智紀三年の下に云り。○木印一箇。古き社には。木印の存するもの往々あり。これも其類なるへし。通證に。摺公式令。有内印。有外印。有諸司印。蓋は神祇官之印也。とあれ。これは官省などにて。捺印する印にはあらざるへし。○癸丑。二十一日なり。○二本。中臣本

に本を束に作る。○白蛾。倭名抄。蛾和名比々流。とあり。通證に。蓋は火されと集解に。按蛾微少之物。非可獻者。蓋蛾鵝誤耳。類聚抄曰。鵝兼名苑注云。鵝形如雁。人家所畜也。雄略天皇九年紀曰。吳獻二鵝。とあるはさることなるへし。また京極本には。蛾を賊に作れり。廣韻。賊似鷹而小。能捕雀。玉篇與鵝同。鶴屬。とあれは。これも捨かたし。なほよく考へし。○戊午。二十六日なり。○浦上之濱。詳ならず。○筥飯神二十戶。倭名抄。越前國敦賀郡神戶。

冬十月壬戌朔壬申。授山田史御形務廣肆。前爲沙門學問新羅。癸酉。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。

壬申。十一日なり。○山田史御形。姓氏錄右京諸蕃。山田宿禰。出自周靈王太子晉也。山田造。山田宿禰同祖。忠意之後也。又河内諸蕃。山田宿禰。魏司空昶之後也。通證。按司空昶。即魏王。見通鑑。山田連。山田宿禰同祖。忠意之後也。とあり。山田史と同氏なるへし。氏族志云。按山田宿禰。一爲太子晉之後。一爲王昶之後。似異。其祖。據新唐書。王氏望。爲出太子晉後也。王昶晉陽人。晉陽隸太原。則其系出自晉者。明矣。

故今定爲一姓。忠意蓋亦昶之裔孫。唯其世次不可考也。又有山田御井宿禰。同族也。見續紀。とあり。御形は。續紀慶雲四年四月。賜正六位下山田史御方。布整鹽穀。優學士也。養老六年三月。詔曰。周防國前守從五位上山田史御方。監臨犯盜。理令除免。先經恩降。赦罪已訖。然依法備贓。家無尺布。朕念御方負笈遠方。遊學蕃國。歸朝之後。傳授生徒。而文館學士。頗解屬文。誠以不矜若人。墮此道。歎。宜特加恩寵。勿使微贓焉。とあり。此人の詩歌。懷風藻萬葉集に見えたり。○癸酉。十二日なり。○庚辰。十九日なり。

十一月辛卯朔戊戌。新羅遣級倉朴憶德。金深薩等。進調。賜擬遣新羅使。直廣肆息長真人老。務大貳川內忌寸連等祿。各有差。辛丑。饗祿新羅。朴憶德於難波館。十二月辛酉朔甲戌。賜音博士續守言。薩弘恪。水田人四町。甲申。遣大夫等。奉新羅調於五社。伊勢。住吉。紀伊。大倭。菟名足。

戊戌。八日なり。○新羅。神文王十二年に當る。○朴憶德。本に憶を憶に作る。今京極本及下文に據る。○息長真人老。續紀和銅五年十月。從五位上息長老卒。○川內忌寸。姓氏錄河內諸蕃。河內忌寸。山代忌寸。

同祖。魯國白龍王之後也。此氏河内漢直と。同氏ならんとおはしきよしあり。推古紀十八年に云り。氏人は。聖武帝時。宮内少錄河內忌寸友定。東大寺正倉院文書に見え。村上帝時。伊勢少目河內忌寸良兼。政事要略に見えたり。氏族志云。二代實錄。清和帝時。有近江高島郡節婦河內史能子。是亦同族歟。と云り。○辛丑。十一日なり。○甲戌。十四日なり。○續守言。京極本續を續に作る。○甲申。二十四日なり。○紀伊。上文に紀伊大神とあるに同じかるへし。また日前國懸神社をも。兼て云るにもあるへし。○菟名足。式大和國添上郡宇奈多理坐高御魂神社。大相嘗新三代實錄に。法華寺薦枕高御產栖日神とある。これなり。大和志に。在法華寺村。今日楊梅天神。とあり。同書に。按本書薦枕川源は。佐保川より出て。法華寺村を過ぎ。奈良川に入る。と云り。其川名蓋神名に起れり。栗田寛云。按箇笠滴に。古檢地帳に。法華寺村の間の田地の名に。雨多利と書るか。今も然呼處あるは。古の宇奈多利の遺名なり。然るを貞觀以後。神名に法華寺を冠らせ唱ふるは。當時佛寺盛なりしも。此神社を其守護神など云し事のありしより。起れるなるへし。長門本平家物語に。治承合戦の時。平重衡法華寺鳥居前に打立。と云事見えたり。證とすへし。と云り。天平二年。神戸租稻一百一十束を以。祭料に充て。東大寺正倉院文書大同元年。大和尾張等地十三戸を神封とす。新抄格三代實錄。貞觀元年四月。正三位を授。元慶三年六月。從二位に進奉ると見えたり。神名帳頭注に。神功皇后御宇。武内宿禰勸請。とあるは。據ある事か。

七年癸巳

七年春正月辛卯朔壬辰。以淨廣壹。授皇子高市。淨廣貳。授皇子長與。皇子弓削。是日。詔令天下百姓。服黃色衣。奴皂衣。丁酉。饗公卿大夫等。癸卯。賜京師及畿內。有位年八十以上人。衾一領。緇二匹。絁二屯。布四端。乙巳。以正廣參。贈百濟王善光。并賜賻物。丙午。賜京師男女年八十以上。及困乏窮者布。各有差。賜船瀨沙門法鏡水田三町。是日。漢人等奏踏歌。

壬辰。二日なり。○皇子長。本に子字を脱せり。今中臣本京極本考本に據る。○百姓服黃色衣奴皂衣。衣服令。無位。謂庶人服。制亦同。皆皂。纒頭巾。黃袍。謂我體體制。如朝服也。烏油腰帶。白襪皮履。朝廷公事即服之。尋常通得著草鞋。家人奴婢。橡。墨衣。謂橡木實也。以橡染之。俗云橡衣。之此條無白袴者。文之省略也。とありて。大凡こと同じ。さて皂衣とあるは。本居翁云。今鼠色なるへし。衣服令に。橡。墨衣と定められたるも同じ。眞黒なるにはあらず。と云れたり。○丁酉。七日也。○癸卯。十三日なり。○乙巳。十五日なり。○丙午。十六日也。○船瀨は。祝詞式に。遣唐使奉幣詞に。船居と云ことある。即それなり。臨時祭式に。開遣唐船居祭。住吉社とあるに同じ。賀茂翁曰。船居とは。湊に船をとめ置所を云。續日本紀に。播磨の國の某か。船居の地を

奉りて。位を賜はりし事も有り。さて開船居とは。初めて其湊を撈出るを云ふ。萬葉に。朝開してこと行。など多くよめるを擧て。冠辭考に委しくいひつ。祝詞と云れたるか如し。住吉神代記云。長柄船瀨本記。四至東限。高瀨大庭。南限。大江。西限。稱瀨。北限。川岸。右船瀨泊。欲遣唐貢調使。調物。積船舫。造泊。天皇念行時。大神訓賜。我造長柄船瀨進矣。口造之。これは攝津國長柄船瀨なり。續紀二十八。神護景雲元年八月。筑前國宗形郡大領。外從六位下宗形朝臣深津。授外從五位下。其妻無位竹生王。從五位下。並以被僧壽應善誘。造金崎船瀨也。天應元年正月。授播磨國人佐伯直諸成。外從五位下。以進稻於造船瀨所也。延曆四年四月。授日下部連國益。外從五位下。以獻稻船瀨也。八年十二月。播磨國美囊郡大領。韓鍛首廣富。獻六萬束於水兒船瀨。授外從五位下。十年十一月。授播磨國人出雲臣人麻呂。外從五位下。以獻稻於水兒船瀨也。また萬葉集六に。名寸隅乃。船瀨從所見。淡路島云々。名寸隅乃。船瀨之濱爾云々は播磨なり。攝津國大輪田船瀨。近江國和邇船瀨。並に三代格十六に見え。主稅式に。船瀨功德田。及造船瀨料田見えたり。湊の塞ること。諸國にも多し。其中に今昔物語に。行基法師難波江に行て。云々を掘て合開。船津を造り。法を説て。人を教化すといふ事有。三代實錄に。遠江國敷智郡濱名の湊の塞毎に。其地の角避比古神の開給ふ故に。神地を授けられし事も有り。この船瀨を造るは。多く僧徒の勸誘に出るを以。ことに船瀨沙門とは云けるなり。法鏡もまた其功あるを以。今水田を賜ひしなり。されことなるは。何處の船瀨と云こと詳ならず。○踏歌。通證に引る。仁和

五年正月十四日。踏歌記曰。稱踏歌者。新年之祝詞。累代之遺美也。歌頌以延寶祚。言吹以祈豐年。とあれど。皇國の古代にありしものにはあらず。小中村清矩云。踏歌は。歌垣と相似たる態なから。此は漢土の風俗を。吾に傳へしものなり。但し伊呂波字類抄に。本朝事始を引て。天武天皇三年正月朔。朝大極殿。詔男女無別。開夜踏歌。と見え。武郷云。この事紀には見えす。續日本紀。類聚三代格等に。天平神護二年。先是里中踏歌。濫行極多。勅加禁斷。尙猶不已。至此申禁之。とあるは。其名稱を襲ひたるのみにて。未だ此方の古風なる歌垣ならん。日本紀に。持統天皇の七年八年とも。正月の十六日に。漢人奏踏歌とあれば。其始彼土の人の。己か國俗を奏せしか移りて。終に吾國の朝儀となり。公事根源に所謂。正月十五日の男踏歌。十六日の女踏歌是なり。支那の古へ。正月上元の日。踏歌する事は。淵蓋類函十七に。朝野食載を引て。唐明皇先天二年正月。十五十六十七夜。安福門外に於て。高燈を作り。少女其下に踏歌をす。是れは。唐の世に創れる。其は續日本紀に。天平二年正月辛丑。日十六。天皇御大極殿。宴五位以上。又舊唐書禮樂志にも。踏歌の事みゆ。晚頭移幸皇宮。百官主典以上。陪從踏歌。且奏且引。引入宮裏。以賜酒食云々。また天平十四年正月壬戌。日十六。天皇御大安殿。宴群臣。酒酣奏五節田舞。訖。更令少年童女踏歌。又賜宴天下有位人。並諸司史生。於是六位以下人等。鼓琴歌曰。新年始。邇。何久志社。供奉良米。萬代麻提丹。宴訖賜祿有差。とあるをみれば。其始は。國風の歌に合せて舞ひけんを。後には西土風に。詩を歌ひつる事。類聚國史七十二にみえたる。延暦十四年正月乙酉の。踏歌の條を考へて知へし。其典章は。朝野群載二十一に擧たるを見れば。五七言の詩にて。句の末に。大かた萬春樂。千春樂。など云詞を添へて。唱ふ

る例なり。此踏歌の字を。あらはしりと訓めるは。釋日本紀に。私記云。今俗云阿良禮走。師說。此歌曲之終。必重稱萬年阿良禮。今改云萬才樂。是古語之遺也。とあれば。其始國風を歌ひたりし頃。一節の終に。萬年阿良禮と云詞を。添て歌ひたりしに起れり。と云れたるは。委き考なり。さて其裝束のさま。髮挿の綿と云ものあり。年中行事歌合にも引り。通證に。西宮記曰。踏歌供奉人。着無文麴塵。關腋。白下襲。白石帶。深履。扇。綿花。白杖。高巾子。言吹振。六位。以綿裏面。源氏河海鈔曰。踏歌人。以綿造華。著冠額也。是號高巾子。公事根源曰。此男踏歌時事也。などあるにて知へし。

二月庚申朔壬戌。新羅遣沙滄金江南。韓奈麻金陽元等。來赴王喪。己巳。詔造京司衣縫王等。収所掘尸。己丑。以流來新羅人牟自毛禮等三十七人。付賜憶德等。三月庚寅朔日。有蝕之。甲午。賜大學博士勤廣貳村上主百濟。食封三十戶。以優儒道。乙未。幸吉野宮。庚子。賜直大貳葛原朝臣大嶋。賻物。壬寅。天皇至自吉野宮。乙巳。賜擬遣新羅使直廣肆息長真人老。勤大貳大伴宿禰子君等。及學問僧弁通。神叡等。純綿布。各有差。又賜新羅王賻物。丙午。詔令天下勸殖桑紵。梨栗蕪菁等草木。

以助^テ五^ノ穀^ヲ

庚申を。中臣本に辛酉に作る。曆の大小の差にて。庚申を晦日としたるなり。さては以下一日つゝの差あるへし○壬戌。三日なり○新羅。孝昭王二年なり○赴王喪。東國通鑑云。唐至聖九嗣。新羅神文王十二年秋七月王薨。諡曰神文。太子理洪立。武后遣使吊祭。仍冊王。爲新羅王輔國大將軍。行左豹韜大將軍。鷄林州都督。とあり○己巳。十日なり○造京司。臨時の官なるへけれど。後には見あたらす○衣縫王。未詳。續紀。慶雲四年十一月。彈正尹從四位下衣縫王卒○己丑。三十日なり。此月辛酉朔ならば。小月にて。此日二十九日なり○甲午。五日なり○優。上文に所謂優賜なり。ニキホヘハ。眼はへなり。○乙未。六日なり○庚子。十一日なり○葛原朝臣大島。考本には葛を藤とあり。釋私記曰。葛原藤原也。とあり。大島。懷風藻に大納言とあり○壬寅。十三日なり○乙巳。十六日なり○辨通。續紀和銅五年九月。辨通法師爲少僧都○神寂。同靈龜三年七月。爲律師。養老三年十一月。詔僧綱曰。神寂法師。幼而卓絕。道性夙成云々。天平二年十月。爲少僧都。などあり。元亨釋書。釋神寂。唐國人也。居三元興寺。講唯識。天平九年化。後紀一にも見ゆ○丙午。十七日なり○紵。倭名抄調度部。織機具。麻苧。周禮注云。苧。加苧。麻屬。白而細者也。舊注云。持統紀紵同訓。新撰字鏡。葉字苧字亦同訓。按葉即葉字。訓爲加苧無之。不與源君同。また布帛部。絹布類。紵。唐式云。紵布三端。今案。麻紵之紵。俗用麻布二字。云。阿佐召乃。是乎。按紵布。紵。紵織以爲布者。不與麻布之紵。麻織者。同上麻訓。阿佐。紵訓。加苧無之。見織機具云云。とあり。大和本草に。葉は紫蘇の形に似

て。青く大なり。一根より莖多生す。長したるを刈て。皮を取り。苧とし。布とす云々。此は諸國にて。カツボウと云り。出羽にて生したるを。越後にて織出。即越後縮と云り。とあり○蕪菁。倭名抄蕪菁和名阿乎奈。記の歌に阿袁那とよめり。この蕪菁は。かふらにて。俗に天王寺蕪と云ものなり。さて通證に。今按。諸國郡郷。以桑麻梨栗名者居多。蓋以此也。と云り。

夏四月庚申朔丙子。遣大夫謁者。詣諸社祈雨。又遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛巳。詔內藏寮。允大伴男人。坐賊。降位二階。解見任官。典鑑置始多久。與菟野大伴。亦坐賊。降位一階。解見任官。監物。巨勢邑治。雖物不入於己。知情令盜之故。降位二階。解見任官。然置始多久。有勤勞於壬申年之役之故。赦之。但賊者依律徵納。

丙子。十七日なり○辛巳。二十二日なり○內藏寮允。職員令。內藏寮頭一人。掌金銀。珠玉。寶器。錦綾。雜綵。氈褥。諸蕃貢獻奇瑋之物。年料供進御服。及別勅用物事。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。倭名抄。字知乃久良乃豆加佐乃高豆利古止比止○大伴男人。續紀。大寶三年六月。從五位下大伴宿禰男人。爲大倭守。養老元年五月。從四位下大伴宿禰男人。爲長門守。とあり。卒闕たり○坐賊。本に賊を賊に

誤れり。今秘閣本考本類史等に依る。下同し。廣韻に。納賄曰賊。とありて。賄財なり。唐律名例に。徵贓于盜者。有正倍之法。○見任官。現在任せらるる所の官なり。選叙令に見ゆ。○典監。職員令に。中務省。大監物二人。掌監察出納。請進管鑰。少典鑰二人。とあり。益は字書に。二十兩也。或三十兩也。と注して。鑰の義は見えされど。古書にもには。すへてカキに此字を書たり。○置始多久。萬葉十六歌に。暮立之雨うちふれば云々。夕附日さすや云々。右歌二首。小調王安居之日取し琴。登時必先吟詠此歌也。其小調王。更名置始多久美斯人也。と云こと見えたり。高葉集によらば。多久の下。美字脱しものなるべし。○菟野大伴。姓氏錄大和諸蕃。宇奴首。出自百濟國君男。彌奈曾富意彌也。河内宇奴造。宇努首同祖。百濟國人彌那子富意彌之後也。又河内未定。宇努連。新羅王子金庭與之後者。不見。とあり。政事要略に。元正帝時。豐前守宇奴首男。人。伐隼人。有功しこと見えたり。○監物。職員令。中務省。大監物二人。掌監察出納。請進管鑰。中監物四人。少監物四人。續紀大寶元年二月。始任下物。職とある是なり。言意は。御前の管鑰を申し下す義なり。また或人は。鍵を固むるをオロスと云れば云なり。と云り。○巨勢邑治。巨勢既出。邑治また祖父とも書り。此人粟田真人とも。遣唐使となりしこと。文武紀に見えたり。聖武紀。神龜元年六月。中納言正三位巨勢朝臣邑治薨。難波朝廷大臣。大織德多之孫。中納言小錦中黑麻呂之子也。とあり。この黒麻呂に二子あり。邑治。小邑治。これなり。さて邑治は。音讀の例なり。倭名抄。石見國邑知郡於保知。とあり。本の訓ムラハ。ムは非なり。○知情令盜之。吏學指南に。本不同謀。唯知所犯。謂之知情。唐職制律に。

主司知情。與同罪。とあり。○壬申年之役云々。本紀に此事見えす。本に之字なし。今類史に據る。○依律徵納。唐律疏議名例曰。諸以贓入罪。正贓見在者。還官主。注。轉易得他物。及生產蕃息。皆為見在。疏議。正贓見在。未費費用官物。還官。私物還主。轉易得他物者。謂本贓。是贖。廻易得馬之類。及生產蕃息者。謂婢產子。馬生駒之類。などあり。

五月己丑朔。幸吉野宮。乙未。天皇至自吉野宮。癸卯。設無遮大會於內裏。六月己未朔己未。詔高麗沙門福嘉還俗。壬戌。以直廣肆。授引田朝臣廣目。守君苺田。巨勢朝臣麻呂。葛原朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。丹比真人池守。紀朝臣麻呂七人。秋七月戊子朔甲午。幸吉野宮。己亥。遣使者祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛丑。遣大夫謁者詣諸社祈雨。癸卯。遣大夫謁者詣諸社請雨。是日。天皇至自吉野。八月戊午朔。幸藤原宮地。甲戌。幸吉野宮。戊寅。車駕還宮。

五月。本に五を王に誤。今正す。○乙未。七日なり。○癸卯。十五日なり。○六月己未朔己未。本に己未とある己未は。支干合はず。兼永本乙未に作れり。類史百八十七に癸未に作れり。考異云。按本月無乙

未。癸未二十五日爲得之。而本史此條之下。有壬戌。壬戌四日。或疑本史已未重疊者衍文。類史作癸未者。癸已以音誤歟。と云り。按に中臣本己未の二字なし。集解にも據て改めたり。今それに従ふ。○壬戌。本に戌を成に誤れり。今改め正せり。四日なり。○引田朝臣。齊明紀に。阿倍引田臣に作れり。續紀大寶三年六月。從五位上引田朝臣廣目。爲齋宮頭兼伊勢守。とあり。卒年見えす。○巨勢朝臣麻呂。本に麻呂を鷹一字に作る。今例に依り諸本に據て改む。次なるも同じ。續紀。養老元年正月。中納言從三位巨勢朝臣麻呂薨。小治田朝。小徳大海之孫。飛鳥朝。京職直大參志丹之子也。○葛原朝臣麻呂。中臣朝臣意美麻呂なり。前に出。○巨勢朝臣多益須。前に出。○丹比真人池守。續紀。大宰帥從三位多治比真人池守云云。褒善政也。天平二年八月。從二位大納言多治真人池守薨。左大臣正二位嶋之第一子也。○紀朝臣麻呂。續紀。慶雲二年七月。大納言正三位紀朝臣麻呂薨。近江朝御史大夫正三位大人之子也。とあり。○秋七月の上。水戸本に。上の癸未詔高麗沙門福嘉還俗。十一字あり。この事は上に云り。私に置替たるものならむも料りかたし。○甲午。七日なり。○己亥。十二日なり。○辛丑。十四日なり。○癸卯。十六日なり。○至自吉野。考本野下宮字あり。○甲戌。十七日なり。○戊寅。二十一日なり。

九月丁亥朔。日有蝕之。辛卯。幸多武嶺。壬辰。車駕還宮。丙申。爲清御原天皇。設無遮大會於內裏。繫囚悉原遣。壬寅。以直廣參。贈蚊屋忌寸。

木間并賜賻物。以褒壬申年之役功。

辛卯。五日なり。○幸多武嶺。齊明紀に。田身嶺に作れり。多武峰略記に。古記を引て曰く。七年九月。天皇勅定慧和尚。爲先帝講妙經。五日因幸多武峰。臨其會。と云ことあり。これは大日本史にも引れたれど。誤説なり。定慧は既に。天智帝四年乙丑に死たるを。其人に勅し給ふべきよしなし。○壬辰。六日なり。○丙申は。十日なり。○設無遮大會云々。萬葉二に。明日香清御原天皇崩之後。八年九月。御齋會之夜。夢裏習賜御歌一首云々。とある。此時の事なり。御歌は已に上に引ることあり。○壬寅。十六日なり。○蚊屋忌寸木間。蚊屋は坂上氏同姓なり。續紀。寶龜三年四月。坂上大忌寸苅田麻呂等言。以檜前忌寸。任大和國高市郡司。元由者。先祖阿智使主。輕嶋豐明宮取字天皇御世。率十七縣人夫。歸化。詔賜高市郡檜前村。而居焉。凡高市郡內者。檜前忌寸。及十七縣人夫。滿地而居。他姓者十而一二焉。是以天平元年十一月十五日。從五位上民忌寸袁志比等。申其所由。天平三年。以內藏少屬從八位上藏垣忌寸家麻呂。任少領。天平十一年。家麻呂轉大領。以外從八位下蚊屋忌寸子虫。任少領。神護元年。以外正七位上文山口忌寸公麻呂。任大領。今此人等。被任郡司。不必傳子孫。而三腹遞任。四世子。今奉勅宜莫勘譜第。聽任郡司。とあれど。現今ある姓氏錄に。このことを載せず。こゝに氏族志に。坂上系圖を引て云く。按坂上系圖。引姓氏錄云。都賀三子。長山寸爲兄腹祖。次志努爲中腹祖。次爾波伎爲

弟腹祖。而檜前直出。自山木。藏垣忌寸。蚊屋忌寸。出。自志努。文山口忌寸。出。自爾波。續紀所謂三腹
遷任。蓋是之謂也。と云り。これにて蚊屋忌寸氏は。中腹志努の後なること明らかなり。さて此氏宿禰
姓あり。忌寸姓ありて。俱に志努孫糠手に出しことも。右の書に見えたり。續紀延暦六年閏五月。從七
位下蚊屋忌寸淨足。改忌寸。賜宿禰姓。とあり。○壬申年之役功のこと。本紀に見えず。

冬十月丁巳朔戊午。詔自今年始。於親王下至進位。觀所儲兵。淨冠至
直冠。人。甲一領。大刀一口。弓一張。矢一具。鞆一枚。鞍馬。勤冠至進冠。
人。大刀一口。弓一張。矢一具。鞆一枚。如。此預備。己卯。始講仁王經於百
國。四日而畢。十一月丙戌朔庚寅。幸吉野宮。壬辰。賜耽羅王子佐平等
物。各有差。乙未。車駕還宮。己亥。遣沙門法員善往。眞義等。試飲。近
江國益須郡醴泉。戊申。以直大肆。授直廣肆引田朝臣少麻呂。仍賜食
封五十戶。十二月丙辰朔丙子。遣陣法博士等。教習諸國。

戊午。二日なり。○淨冠至直冠。本に下の冠を。官に作るは誤なり。今秘閣本に依る。○鞍馬の下。疑脫
一匹二字。と通證に云れたり。○己卯。二十三日なり。○大日本史云。元亨釋書。濫觴鈔。並云。今年冬十月。

講仁王最勝二經於宮中。立爲恒式。とあり。本紀には洩したるなるへし。○庚寅。五日なり。○壬辰。七
日なり。○佐平等。二年紀に。耽羅王。遣佐平加羅。來獻方物。とあり。○佐平等の下。本に物字を脱せり。
今水戸本に依て補。契沖校本には。贈物二字ありと云り。○乙未。十日なり。○己亥。十四日也。○善往。
續紀二。善往法師爲大僧都。とあり。○試飲の下。中臣本に服字あり。○醴泉。倭名抄飲食部。醴和名古佐
介。白虎通に。醴泉者。狀如醴酒。可養老。漢書師古注。醴泉瑞水。味甘如醴。とあり。元正紀靈龜
三年九月。天皇到美濃國。覽當耆郡多度山美泉。云々。自盟手面。皮膚如滑。亦洗痛處。無不除愈。
在朕之躬。甚有其驗。云々。寔惟美泉。即合大瑞。朕雖庸虛。何遠天恩。可大赦天下。改靈龜三年。
爲養老元年。とあり。○戊申。二十三日なり。○引田朝臣少麻呂。本に麻呂を廢に作る。今中臣本に據る。
續紀。慶雲元年十一月。改從四位下引田朝臣宿奈麻呂姓。賜阿倍朝臣姓。また養老四年正月。大納言正
三位阿倍朝臣宿奈麻呂薨。後岡本朝臣。筑紫大宰帥大錦上比羅夫之子也。とあり。○丙子。二十一日なり
○陣法博士。通證云。令無此目。今所謂軍學者也。とあり。今按に。後世に所謂軍學者などやうに。生
さかしき理屈をたて。戰陣の心掟。兵術の勝劣などを教ふるにはあらずして。城塞の建築。隊伍の
懸引等を。むねと教ふる博士なるへし。

八年春正月乙酉朔丙戌。以正廣肆。授直大壹布勢朝臣御主人。與大伴。

八年甲午

宿禰御行。増封人二百戸。通前五百戸。並爲氏上。辛卯。饗公卿等。己亥。進御薪。庚子。饗百官人等。辛丑。漢人奏踏歌。五位以上射。壬寅。六位以下射。四日而畢。癸卯。唐人奏踏歌。乙巳。幸藤原宮。即日還宮。丁未。以務廣肆等位。授大唐七人。與肅慎二人。戊申。幸吉野宮。

丙戌。二日なり。○布勢朝臣御主人。大伴宿禰御行。共に大納言なり。○辛卯。七日なり。○己亥。十五日なり。○進御薪。大日本史に。是歲至十一年。本書毎年必書。其爲恒例。可知。○庚子。十六日なり。○辛丑。十七日なり。○漢人奏踏歌。漢人のこと次に云。本に奏下請字あり。衍なり。今秘閣本類史に依る。○壬寅。十八日なり。○癸卯。十九日なり。○唐人。通證云。今按。前言漢人。指漢時人也。此爲應神前後化來。此言唐人。指唐時人也。此爲推古以後化來。とあり。これを集解に。唐人蓋在京唐人也。と云るは是からず。○乙巳。二十一日なり。○丁未。二十三日なり。○戊申。二十四日なり。○幸吉野宮。大日本史云。本書還宮日缺。

三月甲申朔。日有蝕之。乙酉。以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺。忌寸八嶋。黃書。連本實等。拜鑄錢司。甲午詔曰。凡以無位人。任郡司者。以進

廣貳。授大領。以進大參。授小領。己亥詔曰。粵以七年歲次癸巳。醴泉涌於近江國。益須郡都賀山。諸疾病停宿。益須寺。而療差者衆。故入水田四町。布六十端。原除益須郡。今年調役雜徭。國司頭至目。進位一階。賜其初。醴泉者。葛野羽衝。百濟土羅々女。人絶二匹。布十端。鉄十口。乙巳。奉幣於諸社。丙午。賜神祇官頭。至祝部等。一百六十四人。絶布。各有差。

乙酉。二日なり。○臺忌寸。臺直同祖。孝德紀に出。○黃書連本實。天智紀に出。本實音讀なり。○鑄錢司。倭名抄樹漸乃司。とあるによれば。倭名はなかりしなるへし。蒲生秀實か職官志云。司當作使。是時未レ設官舍。文武天皇三年十二月。始置鑄錢司。とあり。官職秘鈔に。鑄錢司。大寶已前有此官。不載。令條也。拾芥抄。弘仁九年。改長門國爲鑄錢司。とあり。此司。後に周防國に置たりしこと。三代格承和二年の官符に見えたり。類史神位部。遠江國鑄錢司正六位上黒山神あり。按。鑄錢司と云に依て考るに。此國にも。鑄錢司を置かれしことあるか。此事史に見えず。○甲午。十一日なり。○任那司。本に任を仕に誤る。今考本等に據る。○己亥。十六日なり。○都賀山。未詳。○益須寺。未詳。○原除。集解云。按宥罪曰。原。未見免字之義。と云り。○頭至目。倭名抄に。長官寮曰。頭。國曰。守。とある。

か如く。こゝは長官を頭と云るなり○葛野羽衝。葛野は氏。羽衝は名と通えたり○百濟土羅々女。下の羅字永本になし。さて此は天智紀に。以百濟百姓男女四百餘人。居于近江國神前郡。とあれば。其人等の内なるへし○乙巳。二十二日なり○丙午。二十三日なり○神祇官頭。これも上に同じく。長官を頭と云るなり。頭は伯なり○祝部。これは神祇官の神部を云なり。令に見えたり。これを通證に。謂諸社祝部とあるは。しからず○一百六十四人。或人云。伯以下使部直丁以上。神祇官に關る者。令に記せる處は八十九員にて。後世より思へは。甚盛なりしと云へきを。持統帝の御時。賜神祇官頭至祝部等二百六十四人とあれば。令時より又盛なりしを思へしと云り。

夏四月甲寅朔戊午。以淨大肆。贈筑紫大宰。率河内王。并賜賻物。庚申。幸吉野宮。丙寅。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。丁亥。天皇至自吉野宮。庚午。賜律師道光賻物。

戊午は。五日なり○河内王。朱鳥元年紀に見えたり。天智紀にも見えたれど。詳ならず。河内王と申す人四人あり。是何れならむ。 萬葉三。葬河内王豐前國鏡山之時。手持女王作歌あり。鏡山は。同國田川郡にて。彼地に此王の墓今に在と云り。大宰率なれば。この河内王なるへし。此王。淨廣建にて。大宰帥と爲れること。三年紀に見えたり。 ○庚申。七日なり○丙寅。十三日なり○丁亥。大日本史云。本書一本作丁未。今云。中臣本にも丁未に作れり。 今推三甲子。是月無丁亥丁未。疑丁卯之誤。丁卯十四日也。

ごあり。集解には丁卯に改めたり。信友云。按丁亥癸亥誤。當十日。吉野之幸。例四日而歸。然則此日。當在庚申下と云り○庚午。十七日なり○賜律師。本に賜を贈に作れり。今京極本に據る。道光。白雉四年紀に出。

五月癸未朔戊子。饗公卿大夫於内裏。癸巳。以金光明經一百部。送置諸國。必取每年正月上。立讀之。其布施。以當國官物充之。

癸未朔。類史に甲申朔とあり。考異云。按四月甲寅朔爲大。則五月甲申朔。戊子五日也。爲小。則癸未朔。戊子六日也。本史不是。と云り○戊子は。六日なり。類史歲時部。五月五日駒牽。六日附出。とあり○癸巳。十一日なり○金光明經云々。金光明經は。即最勝王經なり。金光明最勝王經十卷。大唐三藏沙門義淨奉制譯。公事根源御齋會。正月八日。是は大極殿にて。八日より十四日まで。七ケ日の間。最勝王經を講せられて。朝家を祈申侍なり。此經とり分。國家を護持する功能あるによりて。荒玉の年の始には。先講せらるゝにや。天平元年十月に。大極殿にて講せらる。また天武天皇九年五月に。始て金光明經を。宮中ならひに諸司にて講せらる。是なんどをも。始とは申へきか。桓武の御宇。延暦二十一年正月より。かやうに年々の事には。成ぬる成へしとあり。されど御齋會の正月に行はるゝ事の起りは。此御時なるへし。なほ天武紀九年の御齋會の式は。北山抄に委し○上立。立は茲の省文なり。下。見合すへし。

敏達紀櫻井弓張皇女を。記には櫻井玄王に作れり。通證云。釋曰。上玄三日也。倭名鈔。弦和名由美八利。釋名。弦月若張弓弦也。書言故事。每月初八日爲上玄。とあり。按に上弦は。八日とあるを正とすへし。御齋會の正月八日に起れるを以じるへし。釋紀の説は非なるへし。○當國官物充之。考本に官を公に作れり。延喜主稅式云。凡諸國々分二寺。各起正月八日。迄二十四日。轉讀最勝王經。其布三施三寶。絲卅斤。僧尼施一匹。綿一屯。布二端。定坐沙彌各布二端。とあり。

六月癸丑朔庚申。河內國更荒郡。獻白山鷄。賜更荒郡大領小領位人一級。并賜物。以進廣貳。賜獲者刑部造韓國。并賜物。秋七月癸未朔丙戌。遣巡察使於諸國。丁酉。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。八月壬子朔戊辰。爲皇女飛鳥。度沙門一百四口。九月壬午朔。日有蝕之。乙酉。幸吉野宮。癸卯。以淨廣肆三野王。拜筑紫大宰率。

庚申。八日なり。○白山鷄。倭名抄羽族部。山鷄一名鷄鷄。夜未止利。とあり。天智紀十年にも見えたり。○刑部造。天武十二年九月。賜姓爲連。とあり。○丙戌。四日なり。○丁酉。十五日なり。○戊辰。十七日なり。○皇女飛鳥。天皇御妹なり。文武紀四年四月。淨廣肆明日香皇女薨。天智天皇之女也。萬葉二。明日

香皇女木龜殯宮之時。梯本人麻呂作歌あり。忍坂部皇子の御妻に坐り。○一百四口。考本口を人に作れり。○乙酉。四日なり。○幸吉野宮。還幸の日を脱せり。○癸卯。二十二日なり。○大宰率。考本に率一本帥とあり。

冬十月辛亥朔庚午。以進大肆。賜獲白蝙蝠者。飛彈國荒城郡弟國部。弟日。并賜純四匹。綿四屯。布十端。其戶課役。限身悉免。十一月辛巳朔丙午。赦殊死以下。十二月庚戌朔乙卯。遷居藤原宮。戊午。百官拜朝。己未。賜親王以下。至郡司等。純絲布。各有差。辛酉。宴公卿大夫。

庚午。二十日なり。○白蝙蝠。通證云。倭名抄。蝙蝠和名加波富利。貝原氏曰。欲蚊之訓義。本草曰。晝伏夜飛。食蚊蚋。拾玉集云。加宇毛利波夜毛。戸閉奴古寺爾。内外母無久。飛紛布奈利。本草曰。有純白如雪。頭上有冠者。仙經以爲。服之。千百歲令人不死者。乃此方士誑言也。とあり。かゝる誑言をも信たまひて。愛させ給ひしなるへし。○弟國部弟日。本に部を郡に作れり。今中臣本考本。通證引。卜家本等に據る。系は詳ならず。三代實錄陽成紀に。木工權大工弟國部高繼あり。○丙午。二十六日なり。○殊死以下。漢書注。師古曰。殊絶也。言其身首離絶而異處也。吏學指南。殊死漢律斬刑也。とあり。○乙卯。六

九年乙未

日なり○遷居藤原宮。萬葉一。從明日香。遷居藤原宮之後。志貴皇子御作歌。嫁女乃。袖吹反。明日香風。京都乎遠見。無用爾布久。○戊午。九日なり。○己未。十日なり。○辛酉。十二日なり。

九年春正月庚辰朔甲申。以淨廣貳。授皇子舍人。丙戌。饗公卿大夫於內裏。甲午。進御薪。乙未。饗百官人等。丙申射。四日而畢。閏二月己卯朔丙戌。幸吉野宮。癸巳。車駕還宮。三月戊申朔己酉。新羅遣王子金良琳。補命薩滄朴強國等。及韓奈麻金周漢。金忠仙等。奏請國政。且進調獻物。己未。幸吉野宮。壬戌。天皇至自吉野。庚午。遣務廣貳文忌寸博勢。進廣參下譯語諸田等於多禰。求蠻所居。

九年。本紀には載られされと。此年を大化と改られたる傳あり。其は信友云。皇年代略記に。朱鳥は至八年甲午とあり。乙未を大化元と擧て。大化二と記し。さて元年乙未。去三月癸巳。近江國都賀山醴泉出。爲瑞歟。とあり。愚管抄なる皇帝年代記。また大鏡目錄。東寺年代記。明應製年代記に記せるも。年號年次これに同じ。紹運錄。文武天皇の譜に。大化三年二月立太子とあるは。續紀に持統天皇の十一年立爲皇太子。王子枝別記に。文武天皇の御事を。持統天皇の十一年春二月丁卯朔壬午。立爲皇太子。と見え。又

袋草紙に。持統天皇大化三年。讓位於輕皇太子。紹運要略。太上天皇の部に。持統天皇大化三年丁酉八月一日。讓位於文武。紹運錄文武天皇の譜に。大化三年八月一日即位とあるも。ともに持統紀十一年に見えて。すなはち文武天皇即位元年に當れり。さて大化は。既に孝德天皇の年號なりしを。再用る給へる事は。いごあるまじき事に思はるれど。大寶より前つ方の年號は。後の御世の例の如くに。さばかり重事として。必天下に遵用のさせ給へるはかりにはあらて。一時の嘉號の如くに。ものし給ひけるなるへし。と云れたるにて。此年を大化元年と云しことは明らかし。○甲申。五日なり。○丙戌。七日なり。○甲午。十五日なり。○乙未。十六日なり。○丙申。十七日なり。○丙戌。八日なり。○癸巳。十五日なり。○己酉。二日なり。○新羅。孝昭王四年なり。○金良琳。本傍書に琳を麻とあり。○補命。通證に疑官名とあり。○薩滄。釋私記曰。冠名。とあり。續紀一。三。九。十五に薩滄あり。匪滄なるへし。東國通鑑。三曰。匪滄。とあり。○韓奈麻。本に麻を琳に作る。今秘閣本考本。本書傍書。釋紀等に據る。冠名なり。○金忠仙。考本忠仙の間に國字あり。○奏請國政。本傍書考本に請字なし。○己未。十一日なり。○壬戌。十四日なり。○自吉野。考本此下宮字あり。○庚午。二十二日なり。○文忌寸博勢。續紀。文武二年四月。遣務廣貳文忌寸博士等八人于南嶋。とあり。○下譯語諸田。姓氏錄河内諸蕃。下曰佐。出自漢高祖男。齊悼惠王肥之後也。元正紀。少初位下河内手人大足。賜下譯語姓。と云事見えたり。○多禰。本に彌を彌に作る。今考本等に依る。○蠻所居。通證に。唐書南蠻傳曰。有十姓白蠻。五姓烏蠻。多禰島在西南。故曰

蠻。然史何奴傳。有北蠻之語。不必指南方。

夏四月戊寅朔丙戌。遣使者祀廣瀨大忌神。與龍田風神。甲午。以直廣參。贈賀茂朝臣蝦夷。并賜賻物。本位。勳大壹。以直大肆。贈文忌寸赤麻呂。并賜賻物。本位。大山中。五月丁未朔己未。饗隼人大隅。丁卯。觀隼人相撲於西槻下。六月丁丑朔己卯。遣大夫謁者詣京師及四畿內諸社。請雨。壬辰。賞賜諸臣年八十以上及痼疾。各有差。甲午。幸吉野宮。壬寅。至自吉野。

丙戌。九日なり○甲午。十七日なり○賀茂朝臣蝦夷。天武紀上に鴨君に作れり○文忌寸赤麻呂。本に麻呂を鷹に作り。下に等字あり。今中臣本考本に據る。此人天武紀に見えず○注本位大山中。按に此爵は。天智天皇三年の制なり。其後改めて爵を賜はらざりしなり○己未。十二日なり○隼人大隅。類史考異に。隼人大隅恐錯置。而諸本本史並如此。とあり。集解には改めたり○丁卯。二十一日なり○西槻下。天武紀に。飛鳥寺西槻下とあり。こゝも飛鳥寺三字脱しものにもあるへし○己卯。三日なり○京師。考本に師を都に作れり○壬辰。十六日なり○痼疾。類史に疾を病に作れり。戸令に。癡癩。侏儒。

腰背打。一支癢。如此之類。皆爲癢疾。義解謂。痼疾也。とあり○甲午。十八日也○壬寅。二十六日なり○至自吉野。考本此下宮字あり。

秋七月丙午朔戊辰。遣使者祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛未。賜擬遣新羅使直廣肆小野朝臣毛野。務大貳伊吉連博德等物。各有差。八月丙子朔己亥。幸吉野宮。九月乙巳朔。至自吉野。戊申。原放行獄徒繫。庚戌。小野朝臣毛野等。發向新羅。冬十月乙亥朔乙酉。幸菟田吉隱。丙戌。至自吉隱。十二月甲戌朔戊寅。幸吉野宮。丙戌。至自吉野。賜淨大肆泊瀨王賻物。

戊辰。二十三日なり○辛未。十六日なり○小野朝臣毛野。續紀和銅七年四月。中納言從三位兼中務卿勳三等。小野朝臣毛野菟。小治田朝大德冠妹子之孫。小錦中毛人之子也。とあり○己亥。二十四日なり○幸吉野宮。本に宮字なし。今京極本考本に據る○九月乙巳朔。本に九月朔三字を脱せり。今京極本に依る○至自吉野。考本此下宮字あり。さて本に此下に九月乙巳朔五字あり。京極本に無きに據る○戊申。四日なり○行獄。行は現行の義に書れしものなるへし。されど此熟字いさゝか疑はし。集解に。按原放行獄徒。蓋倒寫。行獄原

放徒繫也。行謂巡檢也。○庚戌。六日なり○冬十月。本に冬字脱したり。今考本に據る○乙酉。十一日なり○菟田吉隱。今城上郡に屬せり。諸陵式。吉隱陵。皇太后紀氏。在大和國城上郡。萬葉二に。吉隱之猪養之岡とあり。また十に吉名張とも書り。大和志。城上郡村里。吉隱屬邑四。又猪飼山。在吉隱村上方。山多楓樹。幸菟田吉隱。即此とあり。紀式とは。郡相違ふ如くなれども。宇陀と城上とは隣郡にて。吉隱は兩郡へ渉れるもより宇陀郡に屬たりしか。後に陵の地なるへし(今も泊瀬をこえて。宇陀郡近方に。吉隱村と云あり。泊瀬は城上郡なり)ある地は。城上郡に屬るにもあるへし。○戊寅。五日なり○丙戌。十二日なり○至自吉野。この下にも宮字ありしにや○泊瀬王。天武紀十二年に出。

十年丙申

十年春正月甲辰朔庚戌。饗公卿大夫。甲寅。以直大肆。授百濟王南典。戊午。進御薪。己未。饗公卿百寮人等。辛酉。公卿百寮射於南門。二月癸酉朔乙亥。幸吉野宮。乙酉。至自吉野。三月癸卯朔乙巳。幸二槻宮。甲寅。賜越度島蝦夷。伊奈理武志。與肅慎志良字叡草。錦袍袴。緋紺繩斧等。

庚戌。七日なり○甲寅。十一日なり○南典。五年紀に出○戊午。十五日なり○己未。十六日なり○辛酉。十八日也○乙亥。三日なり○乙酉。十三日なり○至自吉野。考本に野下宮字あり○乙巳。三日なり

○二槻宮。前紀に見えたり。フタツキと訓はわろし。古本の訓にナミツキと訓り。この事も既に云り。續紀二。令大倭國繕治二槻離宮。とあり○甲寅。十二日なり○賜越。本に賜字を脱したり。今中臣本考本集解に據る○越度島。齊明紀に出○志良字叡草。本に字を守に作る。今本傍書に據る。考本には字に作れり。それも誤なるへし。草は考本に等歟と云る。さることなり。

夏四月壬申朔辛巳。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。戊戌。以追大貳。授伊豫國風速郡物部藥。與肥後國皮石郡壬生諸石。并賜人繩四匹。絲十約。布二十端。歟二十口。稻一千束。水田四町。復戶調役。以慰久苦唐地。己亥。幸吉野宮。五月壬寅朔甲辰。詔大錦上秦造綱手。賜姓爲忌寸。乙巳。至自吉野。己酉。以直大肆。授尾張宿禰大隅。并賜水田四十町。甲寅。以直大肆。贈大狛連百枝。并賜賻物。六月辛未朔戊子。幸吉野宮。丙申。至自吉野。

辛巳。十日なり○戊戌。二十七日なり○追大貳。秘閣本中臣本に。大を廣に作る○皮石郡。和名抄。肥後國合志郡加波志。類史一本に。皮を波に作るは誤なり○壬生諸石。姓氏錄河内皇別。壬生臣。大宅臣

同祖。天足彦國押人命之後也。とあり。歌よみの壬生忠岑も。此氏人なり。なほ壬生の事は。仁德紀に云り。按に。類史に此壬を王とあり。一本には玉に作る。王の誤なるへし。依て按に。類史七十八。慶雲四年五月の下に。陸奥國信太郡王生五百足と云人見えたり。王生とは聞つかぬ氏なり。壬の誤か。されとなほよく考ふへし。○己亥。二十八日なり。○甲辰。三日なり。○爲忌寸。集解云。按天皇九年紀曰。大錦下秦造綱手卒。由壬申年之功。贈大錦上位。由是觀之。此賜忌寸。追贈也。蓋詔下脫贈字。と云り。さることなり。○乙巳。四日なり。○至自吉野。考本此下宮字あり。○己酉。八日なり。○授尾張宿禰大隅。續紀。天平寶字元年十二月。太政官奏曰云々。從五位上尾治宿禰大隅。壬申年功田三十町。淡海朝廷諒闇之際。義興警蹕。潛出關東。于時大隅參迎奉導。掃清私第。遂作行宮。供助軍資。其功實重。准大不及。比中有餘。依令上功。合傳三世。とあり。さて同紀七。贈從五位上尾張宿禰大隅息。正八位下稻置等一十人。賜田各有差。と云ことあり。○甲寅。十三日なり。○戊子。十八日也。○丙申。二十六日なり。○至自吉野。此下にも宮字あるへし。

秋七月辛丑朔。日有蝕之。壬寅。赦罪人。戊申。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。庚戌。後皇子尊薨。

壬寅。二日なり。○戊申。八日なり。○庚戌。十日なり。○後皇子尊薨。私記曰。高市皇子也。扶桑略記。十年七月。太政大臣高市薨。年四十三。とあり。後とは。先に薨し給ふ草壁皇子に對したるなり。されと上

文に。何事をも記されず。又御名をも申さず。うちつけに後皇子尊と書されたる。いとにはかなるにつけて。信友か論へる説あり。次に云へし。まつ此皇子は。信友も云りし如く。皇胤紹運録に。日並知皇子の。はるかに末の御弟に系りて記され。その外の書にも。記せる趣も。日並知皇子の御弟の如くきこえ給へれど。まことは御兄になん。おはしましける。其は公卿補任の。此皇子の傳に。天武天皇第二息。母何形君德善女。尼子娘也云々。持統天皇十年七月十三日。年四十三にて。日並知皇子の。八歳上の御兄なる事著し。然はおはしけれど。高市皇子は。何形君腹に生れ給ひ。日並知皇子は。皇后の御腹なりければ。皇太子に立給ひ。天皇崩後。しかくの御ありさまにて。おはしましけるほどに。薨給ひけるによりて。此度は御兄とます。高市皇子を相繼かしめ奉り給へるにそあるへき。然るに此皇子も。薨給ひにければ。又日並知皇子の御子珂瑠皇子を。相嗣て立給ひ。又同じさまにて。おはしましけるを。後にさらに皇太子に立て。御世を嗣しめ給へるなるへし。文武天皇の御事なり。かく考奉れる事は。懷風藻葛野王の傳に。高市皇子薨後。皇太后引王公卿士於禁中。謀立日嗣云々。王子進奏曰。我國家爲法也。神代以來。子孫相承。以襲天位。若兄弟相及。則亂此興云々。聖嗣自然定矣。此外誰敢間然乎云々。皇太后嘉其一言定國云々。と記せるを。つらく按るに。まつ天武紀に。天皇の皇子等を惣載せられたる中に。草壁皇子尊。高市皇子命と。この二柱にのみ。尊と命との字を別て。崇書され。薨後に及びて。この高市皇子を。後皇子尊高市皇子は。日並知皇子尊。高市皇子尊と書り。紹運録には高市皇子命。と記されたるにても。草壁皇子

の亮後。相繼て同等におはしましたる事著し。萬葉集に。日並知皇子尊。殯宮之時。よめりとある長歌の反歌の下に。或本云。以件歌。爲後皇子尊殯宮之時反歌也。と註せるも。二皇子同じさまにおはしましたりけるから。傳の混のありしなるへきをも。思ひ合すへし。長柄山風に云る説を取捨し。しかるに通證に引り。なほ本書を見るへし。に。考。懷風藻葛野王傳。此時將建爲儲位。故曰後皇子。曰尊。記者寓其意也。と云れたるは。たゞに記者の寓意ごのみ。思はれたるか。こき説なれど。其はいと疎略なる注なり。かくて此時の御葬のさまを。萬葉集に。高市皇子尊。城上殯宮之時。柿本朝臣人麻呂作歌あり。歌中に。百濟之原從。神葬。また城於道從。角障經。石村乎見乍。神葬云々。とありて。御墓は三立岡と云にあり。諸陵式に。三立岡墓。高市皇子。在大和國廣瀨郡。兆城東西六町。南北四町。無守戸。大和志に。三立岡墓。大垣内村三立山。墓畔小冢二。とあり。

八月庚午朔甲午。以直廣壹。授多臣品治。并賜物。褒美。元從。之功。與。堅守。關事。九月庚子朔甲寅。以直大壹。贈若櫻部朝臣五百瀬。并賜賻物。以顯元從之功。冬十月己巳朔乙酉。賜右大臣丹比真人與杖。以哀致事。庚寅。假賜正廣參位右大臣丹比真人。資人一百二十人。正廣肆

大納言阿倍朝臣御主人。大伴宿禰御行。並八十人。直廣壹石上朝臣麻呂。直廣貳藤原朝臣不比等。並五十人。十一月己亥朔戊申。賜大官大寺沙門弁通。食封三十戸。十二月己巳朔。勅旨講讀金光明經。每年十二月晦日。度淨行者一十人。

甲午。二十五日なり。○多臣品治。天武前紀に。多朝臣とあり。こは朝字脱たるものなるへし。○賜物。賜は賻の誤にはあらざるか。○守關事。不破道を守りしこと。壬申紀に詳なり。通證に。鈴鹿關司と云れたるはたかへり。○甲寅。十五日なり。○乙酉。十七日なり。○丹比真人。本に名を脱せり。この人は上にも既に出て。四年七月右大臣となりませり。大寶元年七月に薨するよし。年七十八續紀に見えたり。多治比王の子なり。○與杖は。與と杖となり。與に乗り。宮門に出入し。杖つく事をゆるし玉なり。なほ此後にも。文武紀四年正月。賜右大臣多治比真人嶋。靈壽杖。及與儻。優高年也。と云ることあり。○哀致事。考本に哀を表に作れり。致事は。禮内則。七十致事。事與仕通。白虎通曰。致仕。臣以執事趨走。爲職。七十陽道絶。耳目不聰明。故致其事於君也。とあるか如く。年齢の七十になれるを云るなり。此時已に仕を致して。身を退けしにあらず。此より後に。扶桑略記。四年庚子八月二十六日。右大臣多治比真人嶋。任左大臣とあるを以知へし。○庚寅。二十二日なり。○假賜正廣參位。通證に。位字恐行と

あり。考本にはなし。されどありても妨なし。さて假賜とは。資人を假し賜ふ意なるへし。さるを假賜を水戸本には倒せり。さらは賜假正廣參云々となれり。いかゞにおほゆ○資人。崇峻紀に見ゆ○大納言。此二人大納言となりし年月未詳○阿倍朝臣御主人。元年紀に。布制朝臣とあり。此事既に云。姓氏録に。布制朝臣は。阿倍朝臣同祖とあれば。此人の。續紀二には。阿倍普勢臣御主人と書り。續紀。大寶元年三月。族もと布制なりしを。阿倍に改められしなるへし。續紀二には。阿倍普勢臣御主人と書り。續紀。大寶元年三月。以三納言正從二位阿倍朝臣御主人。爲三右大臣。三年閏四月。右大臣從二位阿倍御主人朝臣薨。難波朝左大臣倉梯麻呂之子也。とあり。公卿補任には。年六十九。布勢麻呂古之男とあり○大伴宿禰御行。續紀大寶元年正月。大納言正廣參大伴宿禰御行薨。贈三正廣貳右大臣。難波朝右大臣大紫長徳之子也。とあり○石上朝臣麻呂。本に麻呂を磨に作る。今考本に據る。麻呂此時中納言たりしこと。續紀。大寶元年三月。中納言正々三位石上朝臣麻呂。爲三納言。慶雲元年正月。以三納言從二位石上朝臣麻呂。爲三右大臣。和銅元年三月。右大臣正二位石上朝臣麻呂。爲三左大臣。養老元年三月。左大臣正二位石上朝臣麻呂薨。帝深悼惜焉。爲之罷朝。贈三從一位。百姓追慕。無不痛惜。大臣泊瀬朝倉朝廷大連目之後。難波朝衛部大華上字麻呂之子也○藤原朝臣不比等。上文には史に作る。此時中納言たりしこと。續紀。大寶元年三月。中納言正々三位。石上朝臣。藤原朝臣不比等。爲三納言。和銅元年三月。大納言正二位藤原朝臣不比等。爲三右大臣。養老四年八月。右大臣正二位藤原朝臣不比等薨。帝深悼惜焉。爲之廢朝。舉三哀内寢。特有優勅。吊賻之禮。異三于群臣。大臣近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也。十月。詔遣三納言正三位長屋王。

中納言正四位下大伴宿禰旅人。就三右大臣第。宣贈三太政大臣正一位。懷風藻に年六十三とあり○戊申。十日なり○弁通。續紀五。弁通法師爲三少僧都。○三十戸。中臣本に冊戸とあり○講讀。秘閣本活字本中臣本に。講を縁に作る。

十一年丁酉

十一年春正月戊戌朔甲辰。饗公卿大夫等。戊申。賜天下鰥寡孤獨篤癯。貧不能自存者稻。各有差。癸丑。饗公卿百寮。二月丁卯朔甲午。以直廣壹當麻真人國見。爲東宮大傅。直廣參路真人跡見。爲春宮大夫。直大肆巨勢朝臣粟持爲亮。

戊戌朔。三字本になし。今考本集解に據る○甲辰。七日なり○饗公卿大夫。本に公卿二字を脱。今中臣本。類史歳時部文に依る○戊申。十一日なり○癸丑。十六日なり○二月丁卯朔。此下に脱文あり。釋紀私記に。引三王子枝別記。曰。文武天皇少名珂瑠皇子。文武天皇皇太子草壁皇子尊之子也。持統天皇十一年。春二月丁卯朔壬午。立爲皇太子。とあり。壬午は十六日なり。こゝには。この壬午の一條を脱せること明らかし。さて此珂瑠皇子の。皇太子に立給ふ時の事を。上にも引て云る。懷風藻葛野王の傳に。高市皇子薨後。皇太后引三王公卿士於禁中。謀立三日嗣云々。王子進奏曰。我國家爲法也。神代以來。子

孫相承。以襲天位。若兄弟相及。則亂此與云々。聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎云々。皇太后嘉其一言定國云々。とあるが。たゞならず聞ゆるに就て。信友か考へたる説あるを。こゝに云へし。懷風藻に。高市皇子薨後。皇太后云々。謀立日嗣。と記せるを合せおもふに。紀に記されたるところは。持統天皇。此頃既に御世を知食し。即位の禮をさへに行ひ給へる後の事なるに。なほ皇太后と申し。皇后を皇す事は。次の御世に及びて。奉らるゝ例の尊號なり。此に其尊號もて記せるは。草壁皇子の奉り給へるなるへし。しかるに。天武紀遺詔のところに。皇太后と。たゞ一と書されたる。太子は。新。寫なるにか。又紀を撰ぼるゝ時。當時の文書のまゝに。採り記されて。修飾はさりしにも。また謀立日嗣。と記せるなど。日嗣とは。天照大神の御任を。御子の尊の嗣々に受傳給ひて。天下を知看す由のあるへし。また謀立日嗣。と記せるなど。日嗣とは。天武紀の隱極の字注に。古云日嗣也。と記されたり。かくて其御位を關給ふへき。皇太子を。日嗣皇子と申し奉るに。事たかひてきこゆるは。紀には據らすして。別に當時の實の御ありさまのまゝに。錄し置る書の在けるによりて。採れるものなるへし。其は草壁皇子薨給ひける後。群臣皇太后に請申して。強て神器を奉り。天皇と崇め奉り。即位の禮をも行ひ奉りつれと。御みつからは。なほ謙給ひて。うけはりて。もはら天皇の如くにのみはものし給はず。草壁皇子に繼て。また高市皇子をもて。日嗣にと定おかせ給ひたるなり。其は此高市皇子の薨給へるによりて。謀立日嗣といへるをもて。前の草壁皇子の上に旋らして。もどより日嗣に定まりて。おはしましたりし事のおのつから然と知られたり。さて然定めたまひける後の事なるへし。此高市皇子を。御世の四年に太政大臣とし。七年に淨廣壹の爵を授給ひたる事。紀に見えたり。此は前に草壁皇子。立太子の時。令攝萬機と命給ひ。其後淨廣壹を授給ひたること。おほかた同例なりけり。

皇太子に立給へる草壁皇子に。爵を授ひ。また此皇子を。日嗣に定め

置給ひつゝも。太政大臣として。爵を賜ひたるは。時情により。かくて此高市皇子も。薨給ひにければ。亦相繼て。同て。殊更に深き御慮もちありての。御はからひなりしなるへし。かくて此高市皇子も。薨給ひにければ。亦相繼て。同しさまに立給はん皇子を。選給ひたるを。懷風藻に。謀立日嗣と記せるに。意を着くへきなり。日嗣の皇子を。立給ひとの事ならんには。然しもさとのへる漢文なれば。皇太子。又諸戚などいへることなき。漢さまの稱呼はあるを。これのみ皇太子に。日嗣と書るは。もどより皇太子にはあらず。又今御世知看す天皇にもあらねは。天位とも。帝位とも。云へきにあらず。いと別さまなる御事なりければ。いかにさも。漢。さて其時。葛野王の議に。兄弟相及。則亂此與云々。聖嗣自然定矣云々と奏し給へるを。一言。定國と嘉給ひ。すなはち日嗣に選定給へるは。草壁皇子の第二子。持統天皇瑠皇子に坐しませり。かくて葛野王の議に。兄弟相及云々と奏し給ひたるは。草壁皇子うけはりて。御位に即きて。御世をは知看さるゝりしかと。父天皇崩給ひしかは。皇太子は自ら。御世を繼給へる。日嗣の君に坐ます義なれば。其嗣を兄弟に及ぼし給ふへきにあらず。その御子そ。相繼て日嗣に立給ふへき義なるを。奏し給へるなり。前に高市皇子を。日嗣に立給へりしは。葛野王の意には。あるまじき義とおぼしたりけり。ひとさきこえ。又持統天皇の。かゝりてもさき。さて其瑠皇子を。日嗣に定給へるは。高市皇子の薨給へるに。七月。遠からぬほどの事なるへし。中。かくて此皇子。いとほとなく。持統天皇太子に立ち給ひて。御位を受傳はらせ給へり。其は十一年八月乙丑朔。禪天皇位于皇太子。と記されたるこれなり。御年十五。しかるに此天皇の立太子の事。書紀に見えずして。十一年の下に。二月丁卯朔甲午。以直廣壹當麻真人國見。爲東宮。大傅。直廣參路真人跡見。爲春宮。大夫。直大肆巨勢朝臣粟持爲亮。三月丁酉朔甲辰。設無遮大會於春宮。とのみあり。故釋紀に。私記に引る王子枝別記を亦引て云々。上に引と注せり。萬葉集古本。聖王宿子

安麟野時云々の傍書にも、皇子枝別記曰とて、件の文を引り、扶桑略記、帝王編年記に、今按るに、枝別記に記せる。立太子の
 壬午の日は、十六日なり。紀に東宮大傅等を任給へる甲午は、二十八日にて。次第も合へり。決て實
 録なり。紀を撰みたる頃。立太子の事詳ならぬ事はあるへからず。奏上の原本には、決て載られたり
 けむを。いとやくより。其條を寫脱せる本の。世に傳はりたるなるへし。さて其脱文は。紀の例に
 よれば。十一年の二月丁卯朔と。甲午との中間に。壬午。立天淳中原瀛真人天皇之孫。草壁皇子尊之第
 二子。第二子は續紀によれり。珂瑠皇子尊。爲皇太子。とありけん。かくてそ。禪位のところに。皇太子と記され
 たるか。とよのひてきこゆるなり。上に論へる草壁皇子に。日並知皇子と。識したまへるも。此立太子より。やと前
 の事にて。此脱文ならむといへる上にありけるが。共に脱たるにもやあらむ。と云れ
 たるは。委しき考なり。さることよきこえたり。なほ此文のつゞきは下に出す。○甲午。二十八日なり○當麻真人國見。
 朱鳥元年九月に見えたり○東宮大傅。東宮職員令。傳一人。掌下以道德輔導東宮。義解。太子所居也。
 とあり○春宮大夫。又云。春宮坊大夫一人。掌下吐納啓令。宮人名帳。考叙宿直事。倭名抄。春宮坊。美古
 乃美夜乃豆加佐。職原抄に。東宮春宮是一也。然傅。學士。此爲東宮官。大夫以下。爲坊官。古來如斯。
 とある。これ東宮と春宮との差別なり○巨勢朝臣粟持。考本に粟を粟と作り。此人卒見えす○亮。令。
 亮一人。倭名抄。次官職曰亮。とあり。

三月丁酉朔甲辰。設無遮大會於春宮。夏四月丙寅朔己巳。授滿選者。

淨位至直位各有差。壬申。幸吉野宮。己卯。遣使者。祀廣瀨與龍田。
 是日。至自吉野。五月丙申朔癸卯。遣大夫謁者。詣諸社。請雨。六月丙
 寅朔丁卯。赦罪人。辛未。詔讀經於京畿諸寺。辛巳。遣五位以下。掃灑
 京寺。甲申。班幣於神祇。辛卯。公卿百寮。始造爲天皇病。所願佛像。
 癸卯。遣大夫謁者。詣諸社。請雨。

甲辰。八日なり○己巳。四日なり○滿選者。選叙令に詳なり。天武紀二年に云り。併せ見るへし○壬
 申。七日なり○己卯。十四日なり○癸卯。八日なり○丁卯。二日なり○辛未。六日なり○辛巳。十五
 日なり○五位以下。本に下を上を作る。今考本類史佛道部。集解に據る○掃灑。類史に掃を拂に作る
 ○甲申。十九日なり○辛卯。二十六日なり○癸卯。二十八日なり。

秋七月乙未朔辛丑。夜半赦常鑿盜賊一百九人。仍賜布人四常。但外國
 者。稻人二十束。丙午。遣使者。祀廣瀨與龍田。癸亥。公卿百寮。設開
 佛眼會於藥師寺。八月乙丑朔。天皇定策。禁中。禪天皇位於皇太子。

の趣の。紀ごうちあひて聞えかたきは。持統天皇の御世知看じつゝも。なほ萬に世を危み思ほしめし。御みつからは。譲り給ひて。三皇子を繼々に。日嗣と申に定奉り置給へる御事どもの。例なき御ありさまなりけるを。然は記されかたき趣などのあるを。史例にととのへて。文を作られたるか故なるへし。上に慎風儀に。日嗣と書る事を。論ひたる趣にも。おもひ合すへし。さてなほ此天皇の御世のありかたを。おもひやり奉るに。神功皇后の。韓國を事向給ひ。其始國の御政。攝りおきて給ふに依りて。殊に彼國の王どもの。畏懼歸服ひたりければ。臨神天皇。成長坐て後も。なほ母皇后の。もはら韓國の御政。行ひ給ふにあはせて。萬事りすへて。政こと給ひけん事。おのつからの勢なりしなるへし。當時のありかた。何事も直くおほらかにして。後のこと。際やかなる事は無かりしかば。天皇は自ら太子の如く。皇后は自ら天皇のことくにて。坐ましけむ。此持統天皇の御世も。實のありかたは。其神功皇后の。御政攝り給ひたりしに。似たる趣なりけるか。そのかみ既に漢國風を。用お給へる御世なりければ。義を定めて。外面をつくろひ給へるから。内實と乖ひたることも多かりけん。然るを紀の例として。きはやかに記しなされたるか故に。事實のおほし。然る中にも。かの日嗣と定給へる。草壁皇子には尊と稱し。又相繼て立給へる高市皇子を。後皇子尊と稱して。例の皇太子にては。おはしまさるゝりつる御品を。顯はされたるにそあるへき。珂瑠皇子も。立太子の前には。二皇子と申し例に。尊と稱し玉ふへきを。紀の抑皇女におはして。天津日嗣知看すことは。更にあるまじき御事にて。其はかけまくも畏き。皇孫尊降臨まじけるより。爾來御代々々の天皇の御上にて。確實なる事は。申すも更なれど。無窮遠長の御代々々の中には。時勢によりては。止事得給はぬこと。無き事あたはず。いと希には。姫尊におはして。姑く日嗣の御位に立給へること。も。いてき始ぬるなり。されど其は素より。天照大御神の御依の。なへての例のまゝならぬ御事なれば。次の日嗣を。前の天皇の皇太子と稱し定めて。御位を受傳はらしめ給へるは。なほ古の道を守り給へ

る義に。かなひたる御行にて。持統天皇すなはち。其道に依らせ給ひたりけん。畏くも推はかり思奉らるゝなり。然るは後の御事ながら。續紀大炊天皇卷。天平實字三年六月庚戌詔に。比來太皇太后光明御命以互。朕爾詔宣久。中朕又念久。前聖武天皇乃皇太子止。定賜比天。天日嗣高御座乃坐爾。昇賜物乎云々。と見えたるにつけて。おもひ奉るに。詔詞解に。件の詔詞の文の意は。孝謙天皇。姫尊に坐か故に。此大炊天皇を以て。聖武事なれば。聖武天皇の立て給へり云にはあらす。又云く。此詔詞の件の趣は。太上天皇の教たまふへき事なるに。太皇太后の教給へるは。聖武天皇の御子として。立て給へる故にやあらむ。と説はれたるか如くなるへし。いつれにても。大炊天皇を。聖武天皇の皇太子と。稱し定め給ひて。日嗣を受傳らしめ給へること。此大御みつからの詔詞にて明確なり。この時皇太子を立給へる趣。そのかみの實の御ありかたにて。正しき古の道にこそはありけめ。然るは皇女として。日嗣の御位に即給へるは。止事え給はぬ時に當り給へるか故にて。殊なる御事なれば。其女帝の皇太子と申すに立て。皇統を繼しめ給へき義あるへからず。故女帝の次の日嗣は。其前の天皇の皇太子と稱し定給ひて。御位を受傳はらしめ給へる御例にこそはありけめ。かくて立かへり思ひ奉るに。持統天皇の。三皇子を日嗣と定置給へるも。もはら御世を危ふみ思はせるか故なるへけれど。かつは古道に依り。皇太子の義を立給ひたるにて。珂瑠皇子を。後に皇太子に立給へるも。實は持統天皇には係給はず。前の天武天皇の皇太子と定めて。日嗣を受傳はらしめ給ひたりしなるへし。然るに此時の詔詞。又續紀の本文にも。直に禪位受禪し給へる趣なるは。これも上に論る。全く同じ意はへにものせられたるにそあるへき。禪位受禪の明年を。元年と立らるゝは。なへての御例にをもて。すなはち元年と立られたりけるも。御ことろしらひありての。御事なるへし。また持統天皇と稱し奉る御位受禪の年なへての詔法の字の類に似す。もしくは扶。持皇統。なほ云はむことと義にて。御行もて。稱へ奉るにはあらざるか。と云れたる。

さるへき説とおほしければ。こゝに載せつ。但し其文をも。取捨して出さて此天皇御讓位の後六年ありて。御齡五十八にて崩し給ひき。其は續紀大寶二年十二月乙巳。太上天皇不豫。甲寅崩。三年冬十二月癸酉。諡曰大倭根子天之廣野日女尊。是日。火葬於飛鳥岡。壬午。合葬於大内山陵。類史に。太上天皇崩。遺詔勿。素服畢。事。務從。儉約。三年十二月。癸酉。葬王諸臣奉。誅云々。大日本史云。續紀。十二月二十二日甲寅崩。水鏡。皇代略記。爲三十日。本書享年闕。皇胤紹運錄。神皇正統記。一代要記。並曰年五十八。とあり。

日本書紀卷第三十終

秘閣本中臣本終字なし

日本書紀通釋卷之七十終

昭和五年二月一日印刷
昭和五年二月八日發行

(日本書紀通釋 全六册 非賣品)

著作者 飯田武郷

相續者 飯田季治

發行者 川俣馨一

印刷者 君島潔



不許復製

發行所

東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社

振替口座東京 八九六〇番
電話小石川(85) 三〇五四番
三二六九九番

共同印刷株式會社印刷

終